Ⅱ　各　論

＜備考＞「目標事業量・平成 26 年度」の欄は、特に、目標の年度が具体的に記載されているものを除いては、計画の最終年度である 26 年度までには達成しようとするものです。

【例】

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
1	こどもの参画基本計画の策定	こどもの参画の～として策定します。	こども、市民	未実施	策定	こども企画課
2	こどもの参画ガイドラインの策定	こどもの参画による～を策定します。	庁内各部門	未実施	22 年度策定	こども企画課

基本目標１　次代を担うこどもの参画の推進

― こどもが将来に夢や希望を持てるように ―

現状と課題

少子化の進展などにより、子どもたちが安心して遊べる場所が減少する一方で、塾や習い事へ通う機会が増え、子ども同士の遊びやふれあう機会が減少しています。

このことは、遊びやふれあいを通して培われる社会性や思いやりの涵養を阻害するなど、子どもの健やかな成長に影響を及ぼしているという指摘があります。

子どもも成長し、やがて大人になり、社会の一員として一定の役割や責任を担っていかなければならないことから、自らの選択と意思決定により、自分の考えを表明できる主体性を育むとともに、自立する力、生きる力を身につけることが重要であり、大人への準備期間である青少年期から培われるべきものです。

子どもに必要な力を育むためには、子どもたち自らが主体的に様々な体験の機会を手に入れることが必要です。そして、この体験を通して力をつける子どもの育ちを支援する取り組みも必要です。

また、まちづくりにも子どもの意見が重要なものとなっています。これからの千葉市を担う子どもたちが、まちづくりや、日々の生活の中で色々なことを考え、積極的に意見を発することで、自分たちの未来は自分たちが決めていくとの気構えと責任を持ち、大きくなったら、その一翼を担うためにも、「こどもの参画」は重要です。

基本施策１　こどもの参画による まちづくりを推進する

まちづくりは未来を創ることであり、未来を一番持っている子どもたちの意見が重要です。子どもたちが夢や希望が持てる社会を築くため、地域社会を構成する一員として、将来の担い手としての子どもたち自らの意見を表明し、市政やまちづくりに反映できる仕組みづくりを推進します。

図 26　地域活動への参加状況（中学生・高校生調査）

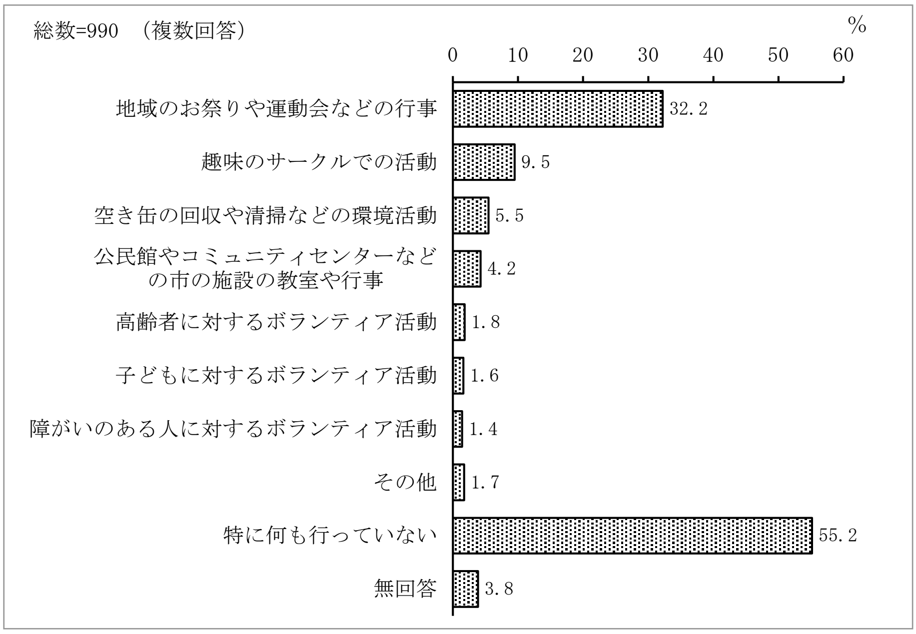

出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

図 27　今後の地域活動への参加意向（中学生・高校生調査）

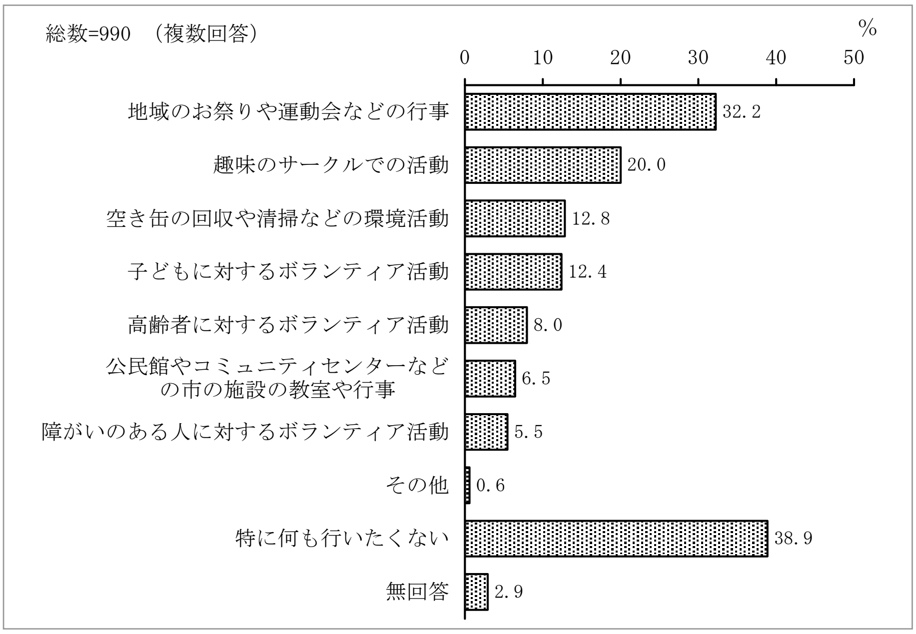

出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
1	こどもの参画基本計画の策定	こどもの参画の理念と方向性を整理し、普及啓発や推進体制の整備、施策展開やモデル事業の実施などのアクションプログラムを「こどもの参画基本計画（仮称）」として策定します。	こども、市民	未実施	策定	こども企画課
2	こどもの参画ガイドラインの策定	こどもの参画によるまちづくりへの理解を深めるとともに、こども視点による既存事業の見直しや、事業へのこどもの参画を円滑に推進するため、こどもの参画ガイドラインを策定します。	庁内各部門	未実施	22年度策定	こども企画課
3	こどもの力（ちから）フォーラムの開催	こどもの参画を中心に、子どもを取り巻く様々な課題について、子ども、市民、専門家、行政がともに考える「こどものカフォーラム」を開催します。	市民	21年度2回開催（８月、11月）	年2回開催	こども企画課
4	こどもの力（ちから）ワークショップの開催	子どもたち（中学・高校生）の意見を市政に反映させるためのワークショップを開催します。また、子どもたちによる市政への政策提言を行う常設の「こどもフォーラム（仮称）」を設置し、移行します。	中学生・高校生	21年度3回開催	こどもフォーラム（仮称）へ統合	こども企画課
再掲（133）	子ども議会	＊No133を参照				
5	こどもからの提言実現モデル事業の実施	こどもの参画に対する行政からの応えの一つとして、子どもの意見を実現するモデル事業を実施します。	庁内各部門	未実施	実施	こども企画課
6	こども参画条例等の調査・研究	先進団体の状況や児童憲章、児童の権利に関する条約等についての調査研究を行い、平成24年度当初の施行を目指します。	こども	未実施	24年度施行	こども企画課

基本施策２　こどもの自立を支援する

こどもの参画の推進には、それを支える子どもの育成も必要であり、子どもの主体性、問題解決能力、人との関わりなどについて学べる「こどものまち」や「子ども大学」などを、こどもの参画を担う子どもたちを育成する仕組みと位置づけ、子どもたちの主体的な参加を促すとともに、多様な体験を通じて対人関係や自ら課題を見つけ解決する力を養うなどの社会性の涵養を推進します。

また、子ども自身が様々な体験から「自立する力」、「生きる力」を身につけられるよう、「信頼できる大人」を育成し、こどもの自立を支援します。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
7	こどものまち開催	子どもたちが多様な体験を通じて、対人関係や問題解決能力などの社会性を涵養する「こどものまち」を、「こどもの参画」を担うこどもたちを育成する仕組みとして位置づけ、開催します。 当初は、市主体で運営しますが、将来、地域に根差した文化とするため、子育て支援団体や民間企業等が参加する実行委員会による運営を検討します。	子ども	21 年度2回開催（4月、8月）、市の運営、参加者200 人/日	年 1 回開催、実行委員会による運営、参加者 500 人/日、主催者会議の千葉市開催済	こども企画課
8	子ども大学への共催	大学教授などの専門家が、専門領域の話をこどもにわかりやすく教える“子ども大学”は、小学生に対する家族や社会への“参画”意識の醸成面での効果が期待できるプログラムであり、「こどもの参画」を担うこどもたちを育成する仕組みとして位置づけ、実施主体と市との共同開催とします。	小学校４～6年生	21 年度共同開催	共同開催、参加者 100 人/年	こども企画課
9	「こどもに信頼される大人」に関する調査研究	子どもの居場所において、日々、子どもたちを見守るとともに、その相談等に応じるプレーリーダー等の「信頼できる大人」に求められるスキル（職能）と、それらを備えた人材の育成手法や登用手法等について調査研究を行い、人材の育成・登用の事業化について検討します。	市民	未実施	人材の育成・登用の事業化	こども企画課
再掲（25）	子ども交流館の運営	＊No25 を参照				

◇こどものまち

「こどものまち」は、開催前の企画段階から子どもが主体的に関与し、開催当日も、原則、子どもだけで“まち”を運営する「ごっこ遊び」の集合体です。

参加する子どもたちは、仕事や“まち”の中での様々な問題・課題への遭遇を通じ、労働と消費活動という社会体験とともに、他者との協働作業や協議による課題解決など民主主義の原点をも体験できます。「こどものまち」の活動を通じ、子どもが社会に主体的に参加することを学んでいくことが期待されます。

◇プレーリーダー

子どもは大人がいなくても、自らが遊ぶ力を持っているものです。しかしながら、近年の子どもを取り巻く空間的、時間的、人的環境のもとでは、子どもは本来の力を発揮しづらくなっています。

このような状況の中で、プレーリーダーとは、大人社会の価値観で子どもに遊びを教える指導者ではなく、子どもたちが秘めている潜在的な「遊ぶ力」を発揮できる環境づくりに努め、「危ないから」「汚れるから」と予め危険を回避するのではなく、子どもの「遊ぶ力」を信頼し、ゆとりを持ってこどもを見守る子どもの遊びのアドバイザーでありパートナーなのです。

本市では、若葉区に設置されている“子どもたちの森公園”に配置されています。

基本目標2　子育て家庭の「育児力」の向上

― 自信とゆとりを持って　子育てできるように ―

現状と課題

家庭は子どもにとって、親の愛情に守られながら暮らしや人に対する信頼感などをはぐくむ基本的な場であり、子どもは親からの愛情や家族のきずなに支えられながら成長していきます。そうした家庭の記憶が、自らが親となったとき、その親から子どもへ子育ての喜びや楽しみを伝えることにつながります。

その一方で、核家族化の進行、地域社会の変化等によって祖父母や兄弟など、従来育児の一端を担っていた家族の減少や、近隣関係の希薄化により、家庭の子育て力が低下し、育児の負担感、不安感の増大や孤立感、子育てにかかる経済的負担など子育て家庭を取り巻く環境は、一層、厳しくなってきています。

アンケート調査の結果では、子どもを持つことについて不安・負担と思われることとして、「子どもにかかる金銭的な負担が大きい」が過半数を占めており、また、「配偶者以外で子育ての相談・援助を頼める人はいない」と回答した人が１割を超えています。

すべての子育て家庭を対象として、子育てに関する情報の提供や精神的な不安や経済的な負担の緩和などを図り、低下した育児力（家庭の力）を回復し、親自身の育ちを促し、安心して自信とゆとりを持った子育てができるようにすることが必要です。

図 28　子どもを持つことについての不安・負担（20 代・30 代調査）

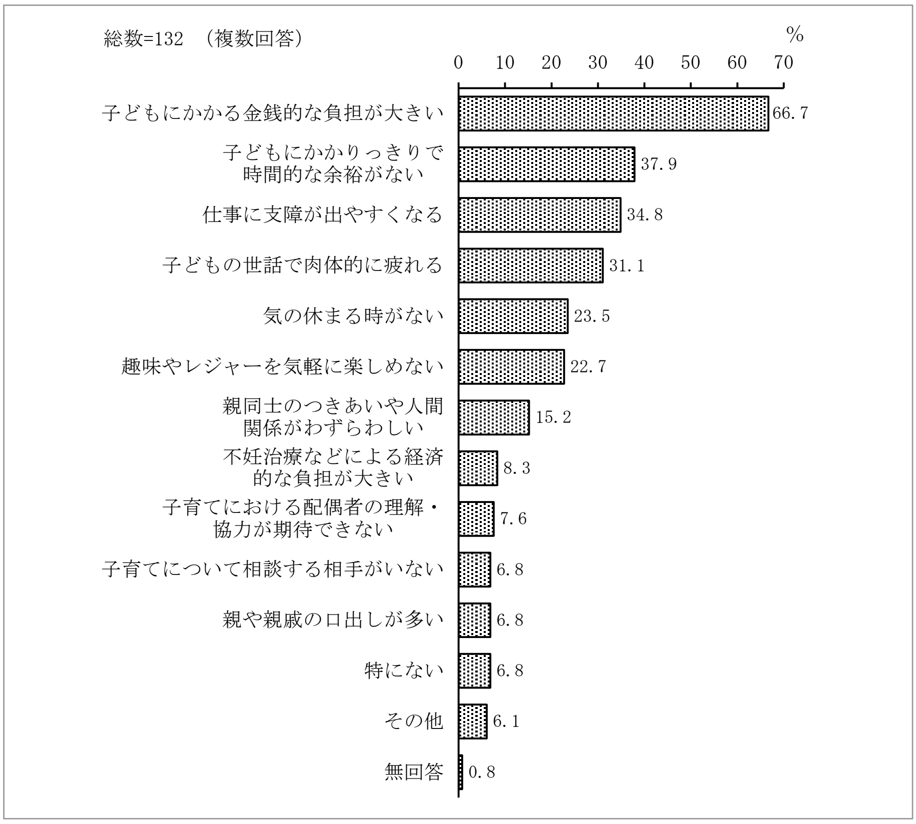

出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

基本施策３　子育てに必要な情報を得られるようにする

子育てに関する情報提供については、「子育てハンドブック」などの情報誌の発行やインターネット上での掲載が一定の成果を上げています。しかし、必要な人に情報が届いていないケースも少なからず存在している可能性があることから、内容の充実とともに、積極的な周知啓発を図ります。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
10	子育て支援総合コーディネート事業	「子育て支援館」に子育てコーディネーターを配置し、各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。 また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。	子育て中の親	子育て支援館を中心とした情報提供等を実施	内容を充実して実施	保育支援課
11	子育てハンドブック作成	各種子育て支援サービス等が、利用者に十分に周知されるよう、「子育て支援」、「各種助成制度」など、各種行政サービス等の概要を説明した冊子を、保健福祉センターなどで配布します。	子育て家庭	平成 21 年度 31,000 部作成	継続して実施	こども企画課
12	子育てマップの作成	千葉市ホームページで提供しているちば案内マップを活用して、子育て支援サービスや施設案内などの情報を、地図上に見やすくまとめた子育てマップを作成します。 また、携帯電話で外出先からの利用も可能とします。	子育て家庭及び各種子育て支援団体	未実施	作成・配布	こども企画課
13	子育て支援情報紙「いきいき子育て」の発行	年２回、幼児期からの家庭・地域の教育力向上を図るため、子育て支援に関する情報等を提供します。	幼児、小学校の児童の保護者を中心に広く市民及び教職員	年間２回の発行	年間２回の発行	こども企画課
14	父子手帳の交付	妊婦の配偶者へ父子手帳を配布することにより、妊娠初期からの必要な情報提供を行うことで、妊娠中の夫の役割、親としての意識向上を図り、その後の育児参加を推進します。	市内在住の妊婦の配偶者	未実施	9,500 冊を配布	健康企画課

基本施策４　子育ての不安や悩みを解消し、家庭の子育てを支援する

子育てに関する不安感や孤立感を緩和し、安心して楽しく子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進するとともに、身近なところで相談・指導・情報提供が受けられるよう、関連機関の連携による体制の充実を図ります。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量 現状	目標事業量 平成 26 年度	所管
15	子育て支援館の運営	子育てを総合的に支援する基幹型子育て支援センターとして、親子の自由な交流･情報交換の場、各種子育て相談、育児講座、ファミリー･サポート･センター事業などを実施します。	就学前児童とその保護者	来館者数 17 万 7,474 人、入館組数7万 4,903 人（H22. 3.31 現在）	継続して実施	保育支援課
16	地域子育て支援拠点事業	乳児または幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の支援を行います。	就学前児童とその保護者	地域子育て支援センター7 か所、子育てリラックス館 10 か所	地域子育て支援センター（センター型）と、子育てリラックス館（ひろば型）を合わせて 24 か所に増加	保育支援課
17	子育てサポーター･家庭教育アドバイザー配置事業	子育てサポーターは、各区に３名ずつ配置されており、中核公民館を中心に、「子育てママのおしゃべりタイム」の中で、子育ての悩みや不安をもつ母親への相談活動や情報交換、仲間づくりのコーディネートを行います。 家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）は、各区に1名ずつ配置されており、主に子育てサポーターに対して専門的な立場から助言を行います。また、サポーターからの依頼により、子育ての悩みを持つ母親に直接助言を行います。	公民館で活動する子育てサークルや家庭教育学級等の参加者及び子育てに関する悩みを持つ親等	子育てサポーターの相談活動は、延べ 70 回程度	子育てサポーターの研修等を通じて、質的向上を図るとともに、本事業をより多くの方に周知	生涯学習振興課

基本施策５　子育て家庭を経済的に支援する

子育てに対する経済的な支援へのニーズには高いものがあり、引き続き、子ども手当の給付や子どもの医療費に対する自己負担の軽減などを通して、子育てのライフステージを通じた経済的支援の充実などを図るとともに、国の制度の充実を要望していきます。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
18	子どもの医療費に対する助成	保険診療の範囲内で、保護者負担額を除いて医療費の自己負担額を助成します。 就学前児：通院、入院（平成 18 年８月から）	小学校就学前までの児童の保護者	入院、通院ともに小学校就学前の児童が対象	助成対象の拡充	こども企画課
19	子ども手当	中学校修了前までの児童を養育する保護者に手当を支給することにより、次世代の社会を担う子どもに成長と発達に資することを目的とします。 児童 1 人あたり月額 26,000 円（平成 22 年度 13,000 円）を支給します。	中学校修了前までの児童を養育する保護者	未実施（児童手当を支給）	国の制度改正に合わせて実施	こども企画課
20	高校授業料不徴収	高校の授業料を実質的に無償化します。	市立高等学校へ就学する生徒を持つ世帯	未実施	国の制度改正に合わせて実施	学事課
21	出産育児一時金	出産費用の負担を軽減するため、国民健康保険被保険者の出産時に、出産児１人につき 39 万円（産科医療補償制度対象の場合は 42 万円）の出産育児一時金を支給します。	国民健康保険被保険者	1,220 件	継続して実施	健康保険課
22	助産施設	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産に要する経費を支給します。	経済的に入院助産を受けられない妊産婦	２施設、30 人	継続して実施	健全育成課
23	私立幼稚園就園奨励費補助金（市単、国庫補助）	私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、助成金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園就園を奨励します。	千葉市に住民登録がありかつ居住している私立幼稚園在籍園児の保護者	補助対象者数 17,551 人	引き続き保護者の負担軽減を図る	保育支援課
24	幼児２人同乗用自転車助成事業	少子化対策や子育て支援の観点から、幼児２人同乗用自転車の普及が促進されるよう、助成制度の導入などについて検討を行います。	市内在住で未就学児童がいる世帯	未実施	実施	こども企画課

基本目標３　地域の「育児力」の向上

― 地域全体で 子育てを支える ―

現状と課題

以前は、ガキ大将を中心とした異年齢の子どもたちの集団（群れ）の中で、子どもは社会性を身につけ、それをカミナリ親父に代表される地域の“目”が暖かく見守ることで、家庭の育児の負担を軽減していました。

しかし、都市化の進展や核家族化の進行は、地域における子どもの居場所や活動の機会を減少させるとともに、親同士、子ども同士さらに異なる年齢・世代や家庭間の交流を難しくさせており、このような中で、子育て家庭は孤立化し、いわゆる“孤育て”に陥ってしまうおそれがあります。アンケート調査でも、女性の２割弱が「配偶者以外で子育ての援助に乗ってくれる人はいない」と答えています。

子どもの居場所についてのアンケート調査結果では、子どもの平日の過ごし方の希望として、３割弱の方が「雨の日でも体を動かして遊んだり、運動する」、「その場所へ行くと誰かと遊べるというような場所へ行く」と答えています。また、放課後の子どもの居場所の１つとなっている子どもルームの利用希望者は、現在利用している人を含め 25.5%に達しています。これらのことからも、子どもの居場所については、平日、土・日曜日を問わず、子どもが日中過ごせるような「子どもの居場所」のニーズが高いことがわかります。

こうした子どもや子育て家庭のニーズに対応するため、行政の支援に加え、民生委員・主任児童委員、青少年育成委員会、育児サークル、ＮＰＯ、子ども会などのさまざまな人材や団体、保育所、幼稚園、小学校など地域にある資源をネットワーク化することや、すでに子育てを終えた高齢者などの知識・経験を生かした取り組みを行うなど、地域全体で支える環境づくりや、人材の育成・確保など、地域ぐるみでの支えあいを一層進め、昔のような地域の力を回復させる必要があります。

子どもの健全育成に関しても、子ども同士が遊びを通じて仲間づくりができるように、放課後等における児童の健全な育成の推進も重要です。

図 29　平日の子どもの過ごし方の希望（小学校児童家庭調査）

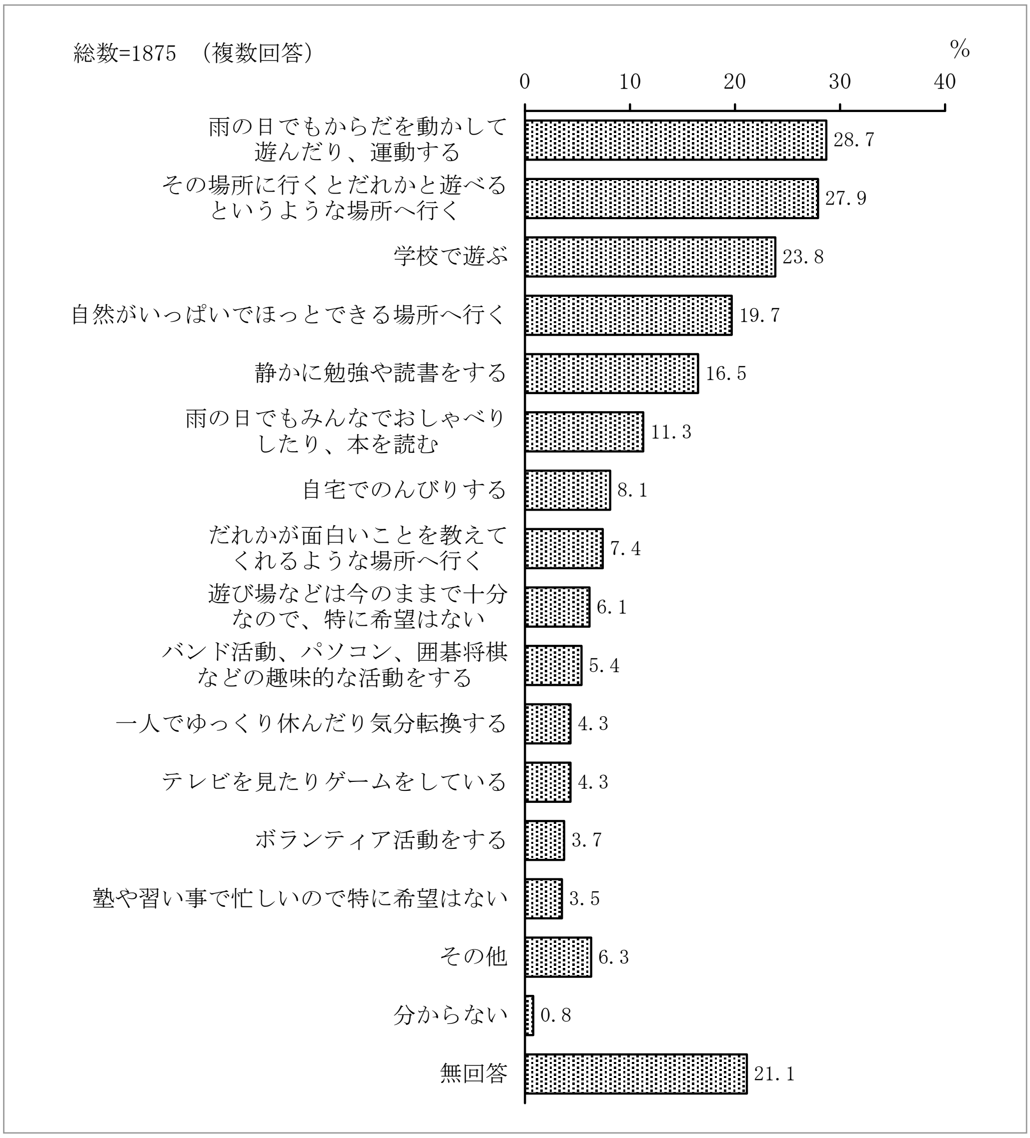

出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

基本施策６　地域における子どもの居場所を確保する

地域における子どもの健全育成を図るため、子ども交流館を児童の健全育成の拠点施設とし、子どもたちの交流や、スポーツ・音楽など子どもたちの様々な活動を支援します。

また、放課後子ども教室や子どもルームの推進および連携とともに、地域の中に、既存施設を活用した子どもの遊び場や居場所を確保するなど、子どもの居場所づくりについて検討し、子どもたちが学習や遊びなどの活動を行いやすい環境を整えます。

学校施設は、子どもたちに親しみのある活動場所であり、身近な地域にあることから、放課後や休日における子どもの居場所としての講座や教室、サークル活動での活用を推進します。

また、子どもたちの森公園プレーパークに配置されているプレーリーダーのような信頼できる大人の配置について検討するとともに、子どもたちが平日の放課後や休日に、公民館等を活用して自主的に参加し、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
25	子ども交流館の運営	こどもの参画の推進および児童の健全育成の拠点施設として、市内の中心部に、子どもたちの交流の場、スポーツ・音楽など、子どもたちのさまざまな活動を支援します。	18 歳未満の児童とその保護者	来館者数 30 万 3,366 人、登録者数6万 5,050 人（H22.3.31 現在）	継続して実施	こども企画課
26	放課後子どもプラン推進事業	放課後子ども教室推進事業、放課後児童健全育成事業（子どもルーム事業）の推進および両事業の連携により、総合的な放課後対策事業を実施します。	放課後子ども教室コーディネーター・子どもルーム指導員等	放課後子どもプラン合同研修会実施	継続して実施	生涯学習振興課 健全育成課
27	放課後子ども教室推進事業	放課後の児童の安全・安心な居場所づくりのため、小学校の校庭や体育館、余裕教室等を活用し、地域の人たちや保護者等のボランティアによる協力を得て、スポーツ・文化活動、学習機会の提供等を実施します。	小学生	全小学校で実施（120 校）	継続して実施	生涯学習振興課
再掲（70）	子どもルーム整備事業	＊No70 を参照				
再掲（71）	子どもルーム運営事業	＊No71 を参照				
28	子どもの居場所のあり方	子どもの居場所について、あり方を検討し、子どもの居場所に関する方針を作成します。	子ども	調査研究	方針作成	こども企画課

29	こどもカフェ（仮称）の設置	子どもが信頼できる大人がいる「こどもカフェ（仮称）」を、子どもの身近な場所に、既存施設等を活用して設置します。	子ども	調査研究	設置	こども企画課
再掲（9）	「こどもに信頼される大人」に関する調査研究	＊No9を参照				
30	特別教室開放推進事業	土・日曜日に、小学校の特別教室を開放し、子どもの健全育成、地域活動の活性化及び生涯学習の振興を図ります。	地域の子ども、住民	花見川区（瑞穂小）と緑区（扇田小）で実施	継続して実施	生涯学習振興課
31	公民館主催事業（少年教育）	公民館主催の少年教育事業の一環として、少年に学習機会を提供するための講座を開設します。 また、こどもたちの学習ニーズにより対応した講座の開設を図ります。	児童生徒	少年教育関係の各種講座は、全館で250事業程度を予定	継続して実施	生涯学習振興課
32	公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	団体・グループ活動の中心となるリーダー等の養成の一環として、子どもを対象とする活動に携わるリーダー・ボランティアの養成を図り、各種活動の充実に努めるとともに、社会のニーズにより適合した講習会等の充実を図ります。	子どもに関連する活動を行っている市民	指導者およびリーダー研修の各種講座は、6事業程度を予定	継続して実施	生涯学習振興課
32−2	ときめきサタディ（ときめきサテディのうち親子で実施するもの以外）	「手作りパン・ピザ教室」「ヒップホップダンス」「お菓子づくり教室」等の講座を実施します。	小・中学生	実施	継続して実施	南部青少年センター
32−3	公民館等を活用した学習会	公民館を活用して市民団体等の協働により環境関連の講座、勉強会等を開催し、地域における環境教育の推進を図ります。	市民	8回実施 延べ114人参加	継続して実施	環境調整課

基本施策７　地域における子どもの活動の機会を提供する

子どもの知的興味や関心をはぐくみ、学校では体験できない多様な活動を充実させるため、青少年育成委員会や青少年相談員、体育指導委員など地域の人材が中心となって、子どもたちに、体験型の活動を提供します。

また、子どもたちがスポーツの楽しさを感じるとともに、健全な体を発達させることのできるよう、地域におけるスポーツやレクリエーションの活動の活発化を促します。

◇計画事業

No	事 業 名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
33	「（仮称）犢橋地域福祉活動施設」の整備	子どもから高齢者まで広く地域住民が利用し、子育て支援や世代間交流等の地域福祉活動を行う場を提供するため、「（仮称）犢橋地域福祉活動施設」を設置します。	子ども、高齢者を含む地域住民	検討中	設置	地域福祉課
34	「（仮称）小中台地域福祉活動施設」の整備	子どもから高齢者まで広く地域住民が利用し、子育て支援や世代間交流等の地域福祉活動を行う場を提供するため、「（仮称）小中台地域福祉活動施設」を設置します。	子ども、高齢者を含む地域住民	検討中	設置	地域福祉課
35	青少年育成委員会活動事業	地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年問題関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進する青少年育成委員会の活動費用を補助します。 ＜活動例＞ ・青少年の健全な団体グループ活動への参加を奨励したり、保護者の自覚を促し、家庭を健全にするための諸活動。 ・危険箇所点検活動やたまり場巡回指導など青少年を取り巻く有害環境の排除と健全な環境づくり等の青少年の非行化、事故防止に関する諸活動。 ・球技大会やキャンプ、音楽会など体育やレクリエーションに関する諸活動。	56 中学校区育成委員会、各地区の青少年	年度当初に予定していた各行事の遂行と充実を図りながら、行事を進めている	各中学校による行事の更なる充実を図るとともに、多くのアイデアを取り入れながら工夫を凝らした、行事を進める	健全育成課
36	青少年相談員活動事業	地域社会での青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年と一体になり、ともに喜び、ともに語り、青少年のよき相談相手となることを目的とする青少年相談員の活動費用を助成します。 ＜活動例＞ ・個人活動　地区の青少年実態把握や関係機関の紹介 ・地区活動　地区青少年の団体やグループ育成、健全育成事業の実施（映画会、キャンプ、各種スポーツ大会、音楽会など） ・連協活動　地域環境づくり、市全域の健全育成行事への参加など（環境浄化活動、標語コンクール、青少年のつどいの大会など）	市内の青少年及び青少年指導者、市内の青少年相談員	「つどい大会 inマリンスタジアム」を計画し、昨年より多くの青少年の参加者数見込んでいる	青少年相談員全体の最大イベントである「つどい大会」の充実を図る	健全育成課
37	公民館完全学校週五日制対応事業（講座等）	完全学校週五日制の導入を契機とし、新たに学校休業日となった土曜日を中心に、児童生徒、一部その保護者とともに参加できる「体験型」の学習の場を提供します。	児童生徒及び保護者	週五日制に伴う土曜日の各種講座は、60 事業程度を予定	子どもたちのニーズにより対応したものになるよう、その充実を図る	生涯学習振興課

38	体育指導委員事業	小学校地区ごとに体育指導委員を委嘱し、子ども、高齢者を含む地域住民を対象としたレクリエーション･スポーツ活動の企画･運営･指導を行います。	子ども、高齢者を含む地域住民	少年球技大会を21ブロックで開催。100教室程度のスポーツ教室を開催	継続して実施	社会体育課
39	スポーツ施設管理事業（スポーツ広場等）	子ども、高齢者を含む地域住民が、気軽にスポーツ等に親しむ環境づくりを目指し、スポーツ広場･運動広場の管理運営を行います。	子ども、高齢者を含む地域住民	スポーツ広場（2か所）、運動広場（20か所）でスポーツ活動を実施	継続して実施	社会体育課
40	学校体育施設開放事業	スポーツの場の不足を解消するため、学校体育施設を開放し、市民の体力づくりとコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ･レクリエーションを行える場をつくります。	子ども･高齢者を含む地域住民	市内の学校120校(校庭･体育館)、中学校56校(校庭･体育館)、武道場(中学校11校)の体育施設を市民に開放	継続して実施	社会体育課
41	公民館整備	子ども対象の講座や市民のための各種講座を行うとともに、地域の拠点としての学習活動の場を提供します。	子ども･高齢者を含む地域住民	おゆみ野第二公民館（仮称）及び真砂公民館（仮称）用地の取得	公民館の未設置地区の解消を優先的に進める	生涯学習振興課
41−2	わくわくカレッジ	「フラワーアレンジメント」「水彩で描く静物画」「魚料理入門」等の講座を設けます。	高校生･青年	実施	継続して実施	南部青少年センター
41−3	青少年のつどい大会事業	青少年を対象とした競技などを実施し、青少年の交流を図ります。	市内在住の小学3年生～中学生	年1回 200人	継続して実施	健全育成課
41−4	サマーチャレンジ	低学年対象と高学年対象の「工作教室」を2講座設定し、児童の興味関心を生かし創造性豊かな子どもの育成を行います。	小学生	実施	継続して実施	南部青少年センター
41−5	青少年育成団体の支援事業	青少年団体･青少年育成団体への指導･支援をします。	青少年団体及び青少年育成団体	みなと青年教室、ボーイ、ガール、海洋少年団、子ども会等へ支援	継続して支援	健全育成課

基本施策８　学校・家庭・地域の連携と子育てを支える人づくり

学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を高めるため、学校行事やPTA活動、子ども会活動などを連携させ、特色のある地域活動を推進します。

また、子育てを終えた方々を中心に、地域に住む市民が様々な形で子育てに関わることのできる仕組みとして、モデル的に実施している地域の子育てフォーラムの支援を通して、地域の「育児力」の充実を促します。

異年齢、多様な世代との交流は子どもたちの視野を広げ、協調性と主体性を高めるための良い機会となることから、積極的に機会の拡大に努めます。

◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
42	第2期千葉市地域福祉計画（仮称）（平成 23～27 年度予定）の策定	社会福祉法に基づく、地域住民自らが支え合い、助け合うまちづくりを推進するための計画。千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を活用し、第1期の計画（平成 18～22 年度）に続き、公助を中心とした第2期計画（平成 23～27 年度予定）を策定します。	市民、地域福祉活動団体	策定中	策定	地域福祉課
43	第2期区地域福祉計画（仮称）（平成 23～27 年度予定）の策定	社会福祉法に基づく、地域住民自らが支え合い、助け合うまちづくりを推進するための計画。区地域福祉計画推進協議会を活用し、第1期の計画（平成 18～22 年度）に続き、自助・共助を中心とした第2期計画（平成 23～27 年度予定）を各区で策定します。	区民、地域福祉活動団体	策定中	策定	地域福祉課
44	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	学校・家庭・地域の三者が連携して、各地域の特色ある地域活動を推進することによって、子どもの地域に対する愛着をはぐくみます。	中学校区を単位として市立小・中・特別支援学校の児童生徒	全中学校区でまちづくり推進会議を組織し、清掃や花植えなど地域の特徴を生かしたまちづくり活動を展開	他課の事業との連携を進め効率化を図る	指導課
45	保育所(園)地域活動事業	保育所の専門機能を活用し、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。	地域の子育て中の親子、高齢者、その他	一部の小規模保育所を除く全ての保育所（園）で実施（93 か所）	一部の小規模保育所を除く全ての保育所（園）で実施（102 か所）	保育運営課
46	子育てフォーラムへの支援	地域における子育て支援の地域ネットワークの構築などを視野に入れ、地域に活動しているさまざまな団体、個人が、子育て支援の情報交換の場として実施している地域の子育てフォーラムを支援します。	子育て家庭及び各種子育て支援団体	地域子育てフォーラム4か所（小中台、若葉、おゆみ野、美浜）	継続して支援	こども企画課
47	地域保健推進員活動【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）】	地域保健推進員(市長委嘱のボランティア)が、2か月児の家庭を訪問します。	2か月児	地域保健推進員 182 人、訪問件数 9,600 件	地域保健推進員の配置について地域格差をなくし、更なるサービスの向上を図る	健康企画課
再掲（12）	子育てマップの作成	＊No12 を参照				

48	ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預かってほしい会員に対して、育児を応援をしたい会員を紹介し、会員相互の援助活動を支援します。	市民	センターを子育て支援館に移転するとともに、利便性を拡充	事業内容の充実を図る	保育支援課
48-2	親子教室	公民館・南部児童文化センターにおいて、子どもと親とが一緒に学ぶ事業を実施します。	親子	実施	継続して実施	生涯学習振興課
48-3	ときめきサタディ（ときめきサタディのうち親子で実施するもの）	親子で参加する「おやつづくり」「工芸教室」「ふれあい教室」「ケーキづくり」の講座を実施します。	小中学生とその保護者	実施	継続して実施	南部青少年センター
48-4	ユースリーダー養成事業	高校生、大学生を中心に千葉市少年自然の家で宿泊研修を実施し、青少年活動のリーダーを養成します。	市内在住・在学の高校生・大学性	年１回（２泊３日）開催	継続して実施	健全育成課
48-5	大学生のボランティアによる講座づくり	小中学生対象講座に大学生のボランティアを活用し、異世代交流を体験させるとともに、健全育成を担う講座づくりをします。	大学生	実施	継続して実施	南部青少年センター

基本目標４　仕事と家庭生活の両立支援

― 働きながら 子育てをする ―

現状と課題

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、考え始める人が増えてきており、企業においてもその取り組みの機運が高まりつつあります。安定した仕事による経済的自立、家族とともに過ごせる時間の余裕、子育てや介護と仕事との両立などが、安定的な生活の基礎となります。

とりわけ、共働きの家庭やひとり親の家庭にとって、就労と子育ての両立は日々の大きな課題です。特に、保育所入所待機児童の解消は、喫緊の課題と言えます。就労と子育ての両立を支援していくためには、就業状況や家庭環境、こどもを預ける事情などの多様化に対応して、保育所、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、子どもルームなどのさまざまな保育サービスを充実させ、「利用したいときに利用できるサービス」を整備する必要があります。

また、アンケート調査からは、子どものために親が仕事を休んだりすることの難しさや子育てにおける父親の役割に対する期待の高さが認められます。これらのことから、仕事と家庭生活の両立に関する企業や市民の理解と環境づくりを促す取り組みを進め、子育て家庭にやさしい働き方や男女がともに担う家庭生活づくりを目指していくことも重要です。

図 30　フルタイムで働いている夫の週平均残業時間（20 代・30 代調査）

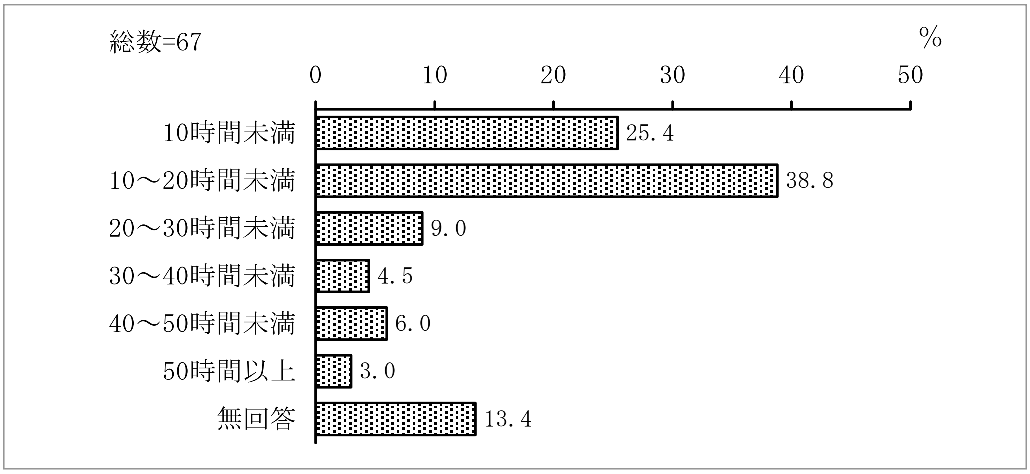

出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

基本施策９　仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育て家庭の仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を支援するため、企業や地域に対する啓発活動を行います。また、地域における子育て支援として、ファミリー・サポート・センターの周知を図ります。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
49	ワーク･ライフ･バランスの推進	仕事と家庭生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするため、仕事と家庭生活の調和(ワーク･ライフ･バランス)の推進の一環として、一斉定時退庁を実施します。	市職員	実施	継続して実施	男女共同参画課 保育支援課
50	次世代育成支援対策の推進体制の検討	民間企業、保育、教育、医療関係者などと連携を図り、市民等への各種情報の提供、各種イベント、シンポジウム等を通じて、次世代育成支援のための幅広い普及啓発活動を進める中で、市民の理解の醸成を図ります。 また、事業主における次世代育成支援などの取組みの普及･促進を図ります。	市民、事業主、関係団体	検討	体制整備	こども企画課
51	子育てにやさしい働き方を目指す企業に対する入札優遇制度	入札参加資格者登録時に､｢次世代育成支援対策推進法｣に基づく一般事業主行動計画の策定企業に対し、主観点数の加点を行います。	市内企業、準市内企業	実施	継続して実施	契約課
		労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするには、企業の自主的な取り組みが不可欠です。その環境整備に積極的な企業に対して、市の入札制度の中で、契約上の優遇について検討します。		入札制度等について検討	関係課と協議しながら、契約上の優遇制度を充実	男女共同参画課 こども企画課
52	男女共同参画事業者登録制度	仕事と子育ての両立支援、性別に関わらず登用するなど、男女が共に働きやすい職場環境づくりをしている企業を募り、登録事業者とし、登録証を発行します。	市内企業	H22 年度からの新規事業	制度の周知及び登録事業者を拡大	男女共同参画課
53	男女共同参画優良事業者表彰	仕事と子育ての両立支援、性別に関わらず登用するなど、男女が共に働きやすい職場環境づくりをしている企業を表彰します。	市内企業	男女共同参画を推進する優良事業者を表彰	継続して実施	男女共同参画課

基本施策１０　男女が共に担う家庭生活づくり

男女ともに子育て支援と仕事の調和の取れた生活を送れるよう、広く市民や家庭に対して意識啓発や支援を行います。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
54	企業の社内研修等の場を活用した出前講座	結婚前の方や子育て中の方に、企業の社員研修等の場を活用して、「家庭教育講座」などの出前講座を実施するとともに、その場を活用して市の子育て支援に係る情報の提供を行います。	事業主、勤労者	出前講座の中で実施	継続して実施	こども企画課
55	父親の育児休業取得の推進	事業主等に対して、父親の育児休業取得促進や子育て期間中の勤務時間短縮などについての普及・啓発を行います。	事業主、子育て中の父親	出前講座の中で実施	継続して実施	こども企画課
56	職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進	育児休業や介護休業、子育て期の勤務時間短縮等措置など、家庭生活等との両立を支援する制度について情報誌等で情報提供を行います。	事業主、勤労者	情報誌「ハーモニーちば」を年2回発行	継続して実施	男女共同参画課
				業界紙「ゆるり」に記事を掲載し、年4回、25,000 部発行。「働く市民のガイドブック」を 5,000 部発行	業界紙掲載は同様の内容を毎年続け、「働く市民のガイドブック」については、3年に1度改訂し発行	産業支援課
57	子育て支援関係事業における父親の育児参加奨励	地域子育て支援センター等において、父親の育児参加を促進する講座やイベントなどを実施します。	子育て中の父親	催し等の企画を実施	子育て親子間の交流を促進する企画を拡充	保育支援課
58	男女共同参画推進啓発事業	ゆたかな男女共同参画社会を目指して講演会、情報誌発行などの啓発を行います。	市民	ハーモニー講演会、職員対象講演会を開催するとともに、人権啓発資料などを作成	継続して実施	男女共同参画課
59	女性センター運営事業	男女共同参画を進めるための調査・研究や情報の収集・提供、各種講座・イベントの実施、専門のカウンセラーによる「女性のための生き方相談」、団体などの交流・ネットワークなどの事業を実施します。	市民	調査研究事業、研修学習講座、女性センターまつり、女性フォーラムなどを実施	継続して実施	男女共同参画課

60	男女共同参画週間	男女共同参画社会の推進に向けての啓発、ポスターPR などを 12 月に実施します。また、男女共同参画の推進に著しく貢献し、又は積極的に取り組んでいる事業者の方の表彰を行います。	市民、事業者	ポスターを作成するなど男女共同参画週間の啓発を図る	継続して実施	男女共同参画課
61	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす苦情及び相談受付	男女共同参画施策についてのご意見、性に基づく人権侵害に対する被害者救済などについての相談を行います。	市民	苦情処理、相談の実施	継続して実施	男女共同参画課
62	就職サポート事業	求職者に職業適性や面接の対処方法、履歴書や職務経歴書の書き方指導などの個別指導を行います。	市民	キャリアカウンセリングやセミナーの実施	継続して実施	産業支援課

基本施策１１　質の高い多様な保育サービスを提供する

（1）保育所の待機児童の解消

近年、本市の要保育児童は増加傾向にあり、これに対応するため、平成 20 年９月に「待機児童解消に向けた緊急３か年整備計画」を策定し、重点的な整備を行ってきました。

しかしながら、経済状況の悪化などの影響により、潜在的な保育需要が顕在化し、平成 21 年４月現在、318 人の保育所待機児童が発生しています。

このままでは待機児童の解消に至らないことが見込まれ、また、将来的に、少子高齢化の進行を含む社会経済環境の変化に起因する就労者・就労希望者の増加に伴い、保育需要は一層増大することも予想されることから、平成 22 年２月に、既存施設の有効活用を方針の柱の一つとする新たな整備計画「待機児童解消に向けたアクションプラン 2010」を策定しました。

今後は、「待機児童解消に向けたアクションプラン 2010」に基づき、既設の保育所・幼稚園等の既存施設も有効に活用しながら、保育所の新設・増改築・定員変更等を継続・拡充実施していくとともに、認可保育所以外の施設等で提供される多様なサービス【P59】を組み合わせ、待機児童の解消に努めます。

◇計画事業

No	事 業 名	事　業　内　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
63	認可保育所の整備等	①認可保育所の新設 保育需要や待機児童の動向を注視しながら認可保育所を新設します。 ②保育所の改築 老朽化した民間保育園を改築し、併せて入所定員を増やします。 ③保育所の定員変更（定員増） 待機児童が発生し、又は発生が見込まれる地域の民間保育園の増築や分園設置を促進することなどにより、入所定員を増やします。 ④保育所定員の弾力化 入所定員の弾力化（施設・設備等の基準を満たす範囲内で、定員を超えて保育を行う）を継続して実施します。	市立保育所・民間保育園	入所児童数 10,906 人	入所児童数 12,805 人	保育支援課

（2） 働き方に合わせた多様な保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化に対応するため、利用者の保育ニーズを十分に踏まえ、サービスの充実に努めます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
64	休日保育事業	日曜日・祝日、年末の保育需要に対応するため、休日の保育を認可保育所で実施します。	日曜・祝日等に保護者等の勤務により保育をする人がいない児童	民間保育園3か所で実施（中央区、緑区、美浜区）	民間保育園6か所で実施（全区）	保育運営課
65	一時預かり事業	保護者の疾病、冠婚葬祭、または育児疲れ等による保育需要に対応するため、認可保育所および一部の保育ルームで、一時的にサービスを実施します。（原則1か月当たり7日限度）	保護者の就労や育児不安、傷病等により一時的に保育を必要とする就学前児童	市内19保育所（園）で実施	市内37保育所（園）で実施	保育運営課
66	特定保育事業	保護者の断続的・短時間就労等、多様化する就労形態に基づく保育需要に対応するため、認可保育所において保育サービスを提供します。（週2日または週3日）	パートタイム勤務や育児短時間勤務の保護者の就労等により保育を必要とする就学前児童	市内19保育所（園）で実施	市内26保育所（園）で実施	保育運営課
67	延長保育事業	保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、通常の保育時間（午前7時から午後6時まで）を超えて保育を必要とする児童について、午後8時（一部の保育所は午後7時）まで保育を行います。	保育所入所児童	市内97保育所（園）で実施	市内122保育所（園）で実施	保育運営課
68	産休明け保育事業	産休明けにより保育に欠けることとなる乳児について、指定する市立保育所・民間保育園において通常の保育時間の範囲内で保育を行います。	原則として生後57日目から3か月未満の保育に欠ける乳児	市内96保育所（園）で実施	市内121保育所（園）で実施	保育運営課
69	障害児保育事業	障害を有する就学前児童で、保護者の就労等の事由により保育に欠ける者について、市立保育所・民間保育園において集団保育を行います。また、発達障害児の保育の充実を図ります。	日々通所が可能な心身の障害を有する保育に欠ける就学前児童	全ての保育所（園）で受入れ	全ての保育所（園）で受入れを継続して実施。発達障害児への対応として保育士を加配	保育運営課

（3） 子どもルームの充実

就労等で昼間保護者のいない家庭の主に小学校低学年児童に、遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るための環境整備を推進します。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
70	子どもルーム整備事業	小学校低学年の児童を対象に授業終了後に遊びと生活の場を提供するため、小学校の空き教室及び公共施設等を活用し整備します。 原則、全小学校区に子どもルームを設置することを目標とし、併せて待機児童が多数発生しているルームは増設を図り、また、狭隘、老朽化している施設の改善も図ります。	就労等で昼間家庭に保護者のいない、原則小学校1～3年生の児童	117 か所（107小学校区）（H22.4.1現在）	全小学校区に設置	健全育成課
71	子どもルーム運営事業	平日は、午後1時から6時まで（希望により7時まで延長）、土曜日は、午前8時 30 分から午後4時 30 分まで運営します。 運営に当たっては、指導員の適正配置、指導体制、研修の実施を行うとともに、処遇の改善を行います。	就労等で昼間家庭に保護者のいない、原則小学校1～3年生の児童	利用児童数 6,193 人（利用率 23.4%）	利用児童数 7,591 人（利用率 29%）	健全育成課

（4） 保育所・子どもルーム以外での多様なサービスの提供

保育所以外でも提供される多様なサービスについて、利用者の選択の幅を広げます。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
72	家庭的保育事業	保育所に代わり有資格の「家庭的保育員」が自宅で少人数の保育を実施します。	保育に欠ける満3か月から3歳未満までの児童	家庭的保育員登録者数 16 人	制度の見直しや研修の拡充実等により、登録者数を拡大	保育運営課
再掲（48）	ファミリー・サポート・センター事業	＊No48 を参照				
再掲（223）	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	＊No223 を参照				
再掲（224）	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	＊No224 を参照				

73	病児・病後児保育事業	病気回復期などにあるため保育所等に預けることができず、保護者が就労等により、家庭での育児が困難な児童を、診療所に併設した施設で保育を行います。	病気回復期の児童（0歳から小学校低学年の児童）	7か所	12か所	保育運営課
74	保育ルーム助成事業	認可外保育施設のうち助成基準を満たし保育ルームと認定した施設に、保育に欠ける児童が入所した場合に、その保育料の軽減と保育の向上のため、入所児童数に応じて助成します。	保育ルーム設置事業主	市内59か所	現行制度を継続して実施するとともに、3歳未満児の受入れ促進のための新たな制度を検討、実施（新たな制度に基づく施設11か所）	保育運営課
75	企業内保育所助成事業	企業内保育所に対する助成の充実を図ります。	企業内保育施設設置事業主	実施	継続して実施	保育運営課
76	私立幼稚園預かり保育助成事業	幼稚園において延長保育を希望する人に対して、2時間以上の預かり保育を行う場合、保育にかかわる教材費の一部補助を行います。 また、長期休業中も含めた長時間の預かり保育を実施する体制を整備し、共働きや子育てへの支援、保育所待機児童の減少及び幼児教育の振興を図ります。	幼稚園	補助対象園数83園	引き続き継続して実施。保護者の就労を支援する預かり保育の制度の創設について検討し、実施	保育支援課
77	私立幼稚園の障害児保育助成事業	障害を持つ園児を受け入れている園に対して経費の一部補助を行います。	幼稚園	補助対象園児数130人	引き続き特別支援を要する園児の就園奨励、保護者負担の軽減及び特別支援教育の振興を図る	保育支援課

（5） 保育サービスの質の向上

保育所保育指針の改定に伴い策定した千葉市保育所アクションプログラムに基づき、保育士等自己評価の実施や保育士等に対する研修の充実・強化を図り、保育の質の一層の向上を図ります。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
78	保育士等の自己評価の実施	子どもの健やかな育ちを保障し、よりよい保育を展開していくため、保育士等の自己評価を実施し、継続的な保育の質の向上を図ります。	市立保育所・民間保育園の職員	検討	実施	保育運営課
79	保育所（園）職員研修事業	保育士が保育現場で求められる多様な課題への対応やそれぞれの職階に与えられた要請への対応に必要な、専門的かつ高度な知識や技術を習得するため、職種別研修や階層別研修などを行います。	市立保育所・民間保育園等の職員	実施	研修内容の整理や体系化により、効果的な研修計画を構築し、研修内容の充実強化を図る	保育運営課
80	子どもの健康及び安全の確保	看護師等専門職員の確保や嘱託医・関係機関との密接な連携により、保育所(園)が子どもにとって健康で安全に生活できる場となるよう努めます。 また、発達障害児の保育の充実を図ります。	市立保育所・民間保育園	実施	発達障害児への対応として保育士を加配し、保育の充実を図る	保育運営課
81	保育を支える基盤強化事業	保育士等の自己評価等を踏まえ、保育所（園）の自己評価を実施し、子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、保育の一層の充実を図ります。 また、複雑・多様化する保護者からの要請・相談に対応する保育士等のために心理アドバイザーを配置します。	市立保育所・民間保育園	検討	実施	保育運営課
82	保育所（園）の第三者評価	保育所で提供されるサービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。保育の質を高めるため、保育士等の自己評価、保育所（園）の自己評価に加え、第三者評価の実施についても普及を図ります。	市立保育所・民間保育園	実施に係る検討	保育所（園）への適切な情報提供等により、第三者評価事業の普及を図る	保育運営課

国では、平成 22 年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について検討が行われています。

ここまで示された「基本施策 11 質の高い多様な保育サービスを提供する」の各事業については、こうした国の検討状況・検討結果を踏まえ、適宜、修正・変更を行っていきます。

また、公立保育所のあり方についても、国の保育制度改革等の動向を注視しながら、必要に応じて検討していきます。

基本目標５　子どもと母親の健康づくり

―　安心して子どもを産み育てられるように　―

現状と課題

少子化や核家族化の進行により、出産や育児に不安を持つ妊産婦が増えており、安心して出産・育児ができるよう、出産前後の心身のケアが大切と言えます。

また、乳幼児を抱える母親の育児不安が増大しており親子の心の問題や不慮の事故による死亡など、新たな母子保健をめぐる課題が見受けられます。

また、学齢期においては、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための基礎を培う大切な時期なので、健康診断を通じた疾病の早期発見、早期対応の取り組みや適切な生活習慣の育成による予防など、学校保健における保健管理と健康教育を一層充実していくことが重要です。

さらに、思春期における喫煙や飲酒の影響等についての正しい知識の普及に努めることも必要です。

基本施策１２　安心できる出産・育児と子どもの健康増進を図る

母親が安心して妊娠・出産できるよう出産や育児に関して悩みを持つ人に対して、専門的な相談に応じ、適切なアドバイスを行うとともに、乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう、子どもや母親の健康の増進に努めます。

また、母乳哺育は豊かな母性をはぐくむともいわれており、子どもの健やかな成長と豊かな母子のコミュニケーションを促進するため、母乳哺育を推進していくことが望まれます。

妊娠、子育て中の親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供することを通じて、出産や育児の仲間づくりを促進します。

不妊治療の正しい情報の提供や、安心して相談できる体制を整えます。また、不妊治療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。

学齢期の子どもにおいては、体育行事の開催などにより、子どもたちの体力を向上させる機会を提供したり、歯科等の保健指導を通して、健康な身体を育てます。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
83	エンゼルヘルパー派遣事業	妊娠中、出産後4か月以内で昼間、介護者がいない核家族世帯等に、委託業者からヘルパーを派遣し、家事および育児に関するサービスを提供します。	妊娠中若しくは出産4か月以内の昼間介護者がいない核家族世帯	市民の利便性を向上させながら事業を実施	利用者ニーズを反映させ、利便性を向上	保育支援課
84	母乳哺育の推進	母乳哺育に関する啓発活動を推進します。新生児訪問を充実するなど、機会を捉えて母乳哺育の浸透を図ります。また、母乳についての相談を実施するとともに、母乳哺育への支援･ケアを行います。	母子	母乳哺育向上のため保健所において母乳教室を実施	各区保健福祉センターにおいて実施し哺育率を向上	健康企画課

85	健康診査等①（妊婦健康診査(B型肝炎検査・母子栄養強化・妊娠中毒症療養援護費含む）	妊娠期の健康管理を行うため、医療機関に委託し妊娠中に 14 回の健康診査を実施するとともに、受診率の向上を目指します。	妊婦	妊婦健診を5回から 14 回へ拡充し、妊産婦歯科健診を実施	継続して実施し、受診率を向上	健康企画課
86	健康診査等②（乳児、４か月児、１歳６か月児、３歳児健診等・子ども向け）	保健所・保健福祉センター、協力医療機関等において、各種健康診査を実施するとともに、保護者に対して各種相談・助言等を実施するとともに、受診率の向上を目指します。	乳幼児・乳幼児の母親	各区において集団健診を、医療機関委託で個別健診を実施	継続して実施し、受診率を向上	健康企画課
87	育児サークルの支援	育児のための知識の普及と子育てのできる仲間づくりを目的とする育児サークルを支援します。	乳幼児の保護者	各地域において実施	支援内容を充実	健康企画課
88	母親＆父親学級	初妊婦およびその夫に対し保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師が、保健、お産の準備、保育、父親の役割などをわかりやすく指導します。	初妊婦・初妊婦の夫	各区で月1コース（3日間程度）実施	講習内容を充実	健康企画課
89	育児教室	集団の親子遊びを通して母親の育児不安を軽減し、積極的に育児に取り組めるようにします。	1歳6か月児健診後の親と子	各区８～１０回開催	継続して実施	健康企画課
90	妊産婦・新生児訪問指導	助産師、保健師が家庭を訪問し、相談指導を実施します。	妊婦、新生児の保護者	助産師 18 人を雇用し、妊産婦・新生児とも約 1,300 件実施	継続して実施	健康企画課
91	乳幼児歯科相談	乳幼児を対象に歯科衛生士が、個別に歯科相談を実施します。	乳幼児と保護者	年 164 回実施	継続して実施	健康企画課
92	小児肥満予防相談	３歳児健診で、肥満度 15％以上の子どもを対象に栄養相談等を実施します。	３歳児	健診当日もしくは個別に相談を実施	継続して実施	健康企画課
93	育児相談	乳幼児が心身共に健やかに発育をすることを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。	乳幼児の保護者	電話や面接などにより実施	継続して実施	健康企画課
94	育児講座・母子講演会	母親学級受講者や乳児を持つ母親を対象に育児や疾病について医師が講演を行います。	妊婦、乳幼児の保護者	各区において育児講座年 1 回、母子講演年 4 回程度開催	継続して実施	健康企画課
95	離乳食教室	咀しゃく力を獲得するための発達に応じた調理形態及び食品の選択等について、管理栄養士が支援します。	生後6～8か月児の保護者	年 51 回実施	継続して実施	健康企画課
96	パパママ子育て教習所	子どものこころの発達や接し方などについて、心理士が講演を行います。	2歳児をもつ保護者	各区において年3回実施	継続して実施	健康企画課
97	2歳児むし歯予防教室	１歳6か月児健診以降に急増するむし歯の予防を図るため、むし歯予防教室を実施します。	2歳児と保護者	年 218 回実施	継続して実施	健康企画課

98	小児ぜん息教室	疾病の理解、健康保持・増進を目的とした講演会とぜん息教室を実施します。	小児ぜん息児と保護者	保健所において年1回実施	継続して実施	健康企画課
99	不妊専門相談センター・特定不妊治療費助成	不妊に関する複雑な悩みに対し、不妊専門相談センターで、専門的・医学的な相談・支援を行います。 また、不妊に悩む夫婦の経済的負担軽減を図るため、治療費の助成を行います。	不妊に悩む夫婦等	不妊専門相談センターは保健所で実施	継続して実施	健康企画課
100	健康教育推進事業	喫煙防止教育、薬物乱用防止教育等、心身の健康に重点をおいた健康教育を実施し(健康教育研究推進校を指定)、充実を図ります。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	健康教育研究推進校(1校)指定	継続して実施	保健体育課
101	各種検診検査事業	学校保健安全法に基づき、結核、心疾患、腎疾患、脊柱側わん症を始めとする各種検診検査を実施します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	小学校 120 校、中学校 57 校、特別支援学校2校で検診事業を実施	継続して実施	保健体育課
102	学校歯科事業	歯科衛生士による口腔衛生指導を実施します。また、市内2中学校区の学校で、歯科医による歯科啓発事業を実施し、内容の拡充を図ります。 保健図画・ポスター表彰、8020 運動普及及び標語の表彰	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	口腔衛生指導(小学校 113 校、中学校 54 校、特別支援学校2校で実施)歯科啓発事業(小学校6校、中学校2校で実施)	継続して実施	保健体育課
103	小学校各種体育大会等事業	児童の体力の向上、体力づくりの日常化を促進するため、陸上、表現、球技の各種体育大会を開催します。	市立小学校の5・6年生児童	表現運動発表会・陸上大会・球技大会の実施	継続して実施	保健体育課
104	中学校運動部活動指導者派遣事業	運動部における専門的な指導を充実するため、派遣指導者が必要な学校に対し、教育委員会が指導者を派遣(年間)し、内容の拡充を図ります。	市立中学校において派遣指導者を必要とする運動部	必要とする学校に派遣(62人、24 回実施)	継続して実施	保健体育課
105	中学校体育大会事業	スポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康増進のため市総合体育大会等を開催します。	市立中学校在学の市総合体育大会等参加生徒	県:交通費補助 関東・全国:交通費と宿泊費補助	継続して実施	保健体育課
106	学校体育行事等補助事業	児童生徒のスポーツへの関心喚起・意欲醸成のため、本市児童生徒が関わる各種体育大会経費を負担金として助成します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	各種体育大会等を主管する市及び県小中体連への経費を負担します。	継続して実施	保健体育課

基本施策１３　安心して医療を受けられるようにする

子どもが急病の時に安心して適切な医療が受けられるよう、夜間や休日等の救急医療体制を整備します。また、子どもの医療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
107	休日救急診療所管理運営事業	休日救急診療所で、休日および年末年始の初期診療を実施します。ねたきり老人及び心身障害者（児）の歯科診療を実施します。	市民（休日等の救急患者等）	診療日数 72 日、小児科患者数 8,057 人（H20 年度実績）	継続して実施	健康医療課
108	救急医療確保対策事業	救急医療に対する需要等に合わせ、休日、夜間の初期救急医療体制、二次救急医療体制の充実・強化を図ります。	市民（休日・夜間の救急患者）	診療日数 72 日（休日）、小児科二次搬送患者数 129 人（休日）、診療日数 365 日（夜間）、小児科二次搬送患者数 430 人（夜間）（H20 年度実績）	継続して実施	健康医療課
再掲（18）	子どもの医療費に対する助成	＊No18 を参照				
109	国民健康保険被保険者証の交付	子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、資格証明書交付世帯のうち、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある被保険者に国民健康保険被保険者証を交付します。	18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者	平成 21 年 12 月から実施	継続して実施	健康保険課
110	小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性疾患の治療研究事業を推進するとともに、患者家族の医療費の負担を軽減します。	国が指定した対象疾患児童	実施	継続して実施	健康企画課
111	ぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業	国の小児慢性特定疾患治療研究事業の対象とならないぜんそく患者等のうち、市の基準に該当する患者の健全な育成を図るとともに、患者家族の医療費の負担を軽減します。	市が指定した対象疾患児童	実施	継続して実施	健康企画課
112	未熟児養育医療事業	出生体重 2,000g以下および生活力が特に薄弱の児童を対象に入院養育が必要と認められた児童について医療費の一部を助成します。	未熟児の保護者	実施	継続して実施	健康企画課
113	育成医療給付事業	身体に障害のある児童等に対し、手術等により障害の除去軽減ができる場合に、医療費の一部を助成します。	児童の保護者	実施	継続して実施	健康企画課

基本施策１４　食を通じて心身の健全育成を図る

子どもたちの健全な食生活の実現と健全な心身の成長を育むためには、乳幼児期から豊かな食に関する経験を重ねることが大切です。

このため、保育活動や教育活動を通じた食育の推進を図るとともに、農業や調理などの体験を通じて食への関心と理解を深めます。

◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
114	健康づくり推進事業	学校における食育指導(給食時間・総合的な学習の時間・家庭科、クラブ活動)を行います。	児童生徒・教職員	小学校 120 校、中学校 57 校、特別支援学校2校で食育指導を実施	食育指導を充実	保健体育課
115	地域における食育の推進	食生活改善推進員などのボランティアや関係機関・団体と連携して、親子・子ども料理教室を開催するなど、地域における食育を推進します。	幼児・小学生・中学生	食生活改善推進員による地域活動回数(親子・子ども関係) 150 回	食生活改善推進員による地域活動回数(親子・子ども関係) 180 回	健康企画課
116	地域子育て支援センターにおける食育に関する講座等	地域子育て支援センター等の育児講座の中で、食育に関する講座等を実施します。	子育て中の親	食育等の講座を実施	継続して実施	保育支援課
117	保育所における食育の推進	野菜の栽培・収穫体験や調理にかかわる体験など千葉市食育推進計画を踏まえ食育の推進を図ります。食育講座等を実施し、地域の特性を生かした保育所の食育を研究し推進します。	市立保育所・民間保育園の入所児童、その保護者及び地域の子育て中の親	入所児童を対象に、野菜の栽培・収穫や調理体験等、地域の特性を生かした「食育」を実施	継続して実施	保育運営課
118	生産者による出張授業	小学校における市内産農産物を使用した学校給食共通メニューの日に合わせて、食材を提供している生産者による出張授業及び児童と生産者との給食の会食を行うことにより、児童と生産者の交流の場を設け、児童及び児童を介してその保護者等に栽培過程、栽培の苦労及び千葉市農業の概要等を伝え、「食」と「農」に対する関心と理解を深めることを目的とします。	小学生	4 回(校)、4 品目	4 回(校)以上、新規品目を加えた 4 品目	農政センター営農指導課

基本目標6　次代を担う子どもをはぐくむ教育の充実

― 心身ともに豊かな子どもを育てる ―

現状と課題

少子高齢化、情報化、国際化など社会状況は急激に変化しています。

子どもたちが、このような 21 世紀の社会状況に適切に対応できるよう、「生きる力」を身に付けていくことが求められています。

家庭は教育の原点であり、子どもにとっての心のよりどころとして、基本的な生活習慣を身につけさせるなど重要な役割を担っていますが、無責任な放任や過保護・過干渉がみられるなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの取り組みにより、家庭の役割と機能を再認識することが必要です。

学校教育では、子どもが「わかった、できた」と思える授業づくりや１人ひとりの学習意欲のさらなる向上、思考力・判断力・表現力等をさらに高めるための授業改善、情報教育の一層の推進などに向け、具体的な取り組みを進めていくことが課題となっています。

また、人間形成の基礎が培われる幼児教育を充実し、子ども１人ひとりの能力・適性などに応じたきめ細やかな教育を行うことが必要とされています。ボランティアや職場体験、農山村留学や文化・スポーツ活動など、多様な経験ができる機会を積極的に提供することで、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくことが大切です。

こどもを「次世代の親」と位置づけ、将来こどもを産み育てる親となる子どもたちに対して、子育ての楽しさ、家庭を持つことの意義を伝える取り組みも必要です。

図 31　悩みや関心の内容（中学生・高校生調査）

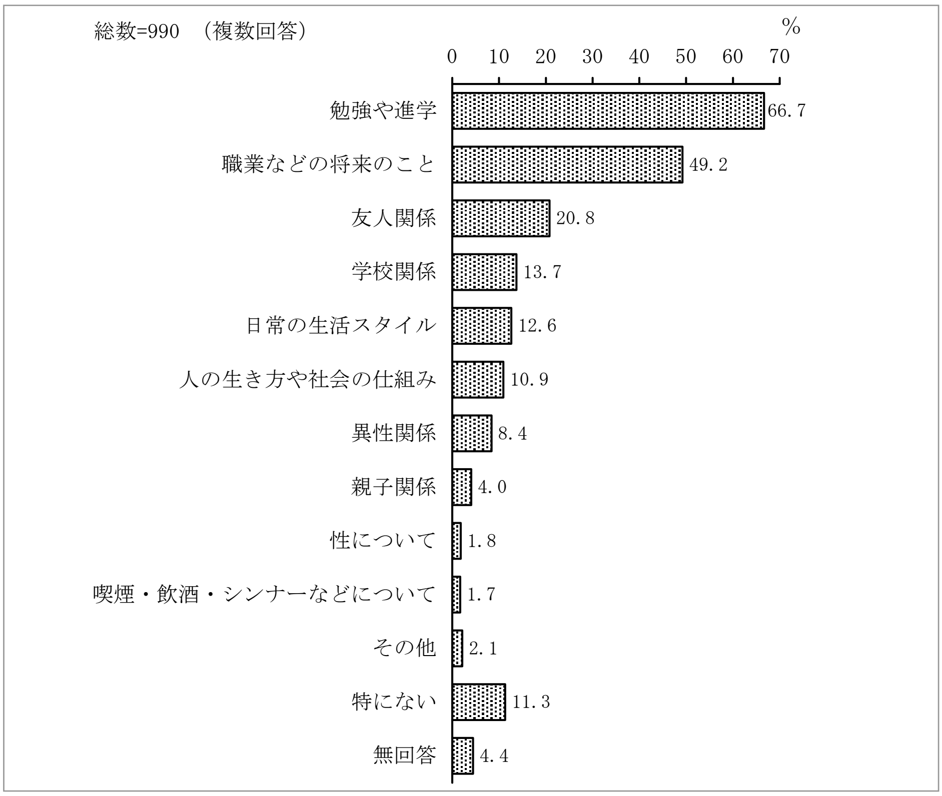

出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

基本施策１５　次代の親への意識づけを図り、家庭の教育力を高める

家庭教育に対する情報の提供、相談の受付、学習機会の提供など、家庭教育について考える機会を、より多くの親に提供することで、子育てやしつけなどのあり方を見つめ直してもらい、家庭の教育力の向上を図ります。

また、青少年が乳幼児とふれあう機会を提供し、家庭を持つことや子どもを産み育てることの意義について考える中で、次代の親の育成に努めます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
119	子育ての手引き配布（家庭教育資料作成事業）	小・中学校入学時の保護者と小学5年生の保護者に、子育て支援の一環として子育ての手引を配布します。 ＜手引＞ 「家庭教育応援します～親ナビ」	市内小・中学校入学児童生徒の保護者及び小学校5年生の保護者	低学年（小 1） 10,500 部 高学年（小5） 10,500 部 中学生（中 1） 9,500 部 ＊21 年 3 月末に配布	全面改訂から年数が経っているため、内容の見直し、改訂を行い、より時代にあったものを提供	健全育成課
120	家庭教育支援基盤形成事業 (1)子育て・親育ち講座 (2)子育てに関する相談活動 (3)子育てサポーター養成講座	家庭・地域の教育力向上を図るため、家庭教育を支援する基盤として、情報提供・相談活動・地域の人材育成などを行います。 (1)地区の保護者を対象に、子育てについての啓発講座を開催します。 (2)地区の保護者を対象に、グループワーク的な活動を通して子育てについての悩みの解消を図ります。 (3)各区の子育てサポーターのスキルアップを目的に年3回程度研修を実施します。	モデル地区に指定した小中台中学校区の保護者	(1)小中3校,幼1園,保1所 (2)5回 (3)3回	(1)小中3校,幼3園,保3所 (2)10 回 (3)5回	生涯学習振興課
121	教育広報紙「教育だよりちば」の発行	年4回、児童生徒の家庭へ配布、公共施設での配布により、本市の教育施策等に関する情報を提供します。	市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒の保護者を中心に、広く市民および教職員	年間4回発行 4月号 114,000 部 7月号、10月号、1月号 各 87,000 部	年間4回の発行	教育委員会企画課
再掲（13）	子育て支援情報紙「いきいき子育て」の発行	＊No13 を参照				
122	公民館「家庭教育」啓発事業	家庭の教育力の向上を図るため、学習講座を開催するとともに、内容の充実を図ります。	児童生徒の保護者	講座等を実施	継続して実施し、内容の充実を図る	生涯学習振興課
123	子育て支援イベント事業(子育てふれ愛フェスタ)	子育て中の親子を対象に、イベント等を通じて、親子が楽しく過ごし、「子どもを産み育てることの喜びを感じてもらう1日」として、子育て観を見直してもらいます。	子育て中の親および子ども	1回開催 664 人	継続して実施	こども企画課

124	ファミリーブックタイム運動の推進	「家族で読書に親しむ時間をつくろう」と呼びかける運動を推進します。	子ども及びその親等保護者	啓発活動の実施	継続して実施	中央図書館管理課
125	思春期保健対策事業	①生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし赤ちゃんとふれあう体験学習を実施します。 ②思春期のこども及びその保護者等に対して思春期の心とからだの発達と特徴、その対応について知識の普及・相談を実施し、今後、内容の充実を図ります。	①中学生 ②中学生及びその保護者等	①各区1中学校で2～3回コースで実施 ②各区で実施	継続して実施	健康企画課
126	ブックスタート	絵本を通じて親子のふれあいやきずなを深める「ブックスタート」を行います。	千葉市に生まれたすべての赤ちゃん	ワーキンググループを立ち上げ実施方法を検討	実施	健康企画課
126-2	思春期教室	思春期の子ども及びその保護者等に対して思春期の心とからだの発達と特徴、その対応について知識の普及・相談を実施する。また、増加する人工中絶や性感染症への予防教育にも取り組みます。	思春期の子どもとその保護者	約20会場で実施	継続して実施	健康企画課

基本施策１６　すべての子どもがいきいきと学べる学校教育を目指す

(1)「わかる授業」「楽しい教室」「夢広がる学校」づくりの充実

子どもに自ら学ぶ意欲と健康で豊かな心をはぐくむため、人間尊重の教育を基調に「わかる授業」「楽しい教室」「夢広がる学校」づくりを推進し、将来、自己実現ができるよう、一人ひとりの、能力、適性に応じて、「生きる力」を育む質の高い教育を推進します。

また、保護者や地域の声を学校経営に生かすなど、地域に開かれた特色ある学校づくりに努めるとともに、子どもたちがより安全で快適な学習環境の中で過ごすために、必要に応じて学校施設の改善と充実を図っていきます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
127	学校評議員制度	地域ぐるみの教育の成果を生かすとともに、学校･家庭･地域の三者連携を生かした開かれた学校づくりを推進します。	市立小･中･特別支援･高等学校の教職員と保護者、地域住民	各校とも評議員会を開催し、各学校の経営に関する説明を行うとともに、家庭･地域の意見をもらい教育活動に生かしている	継続して実施	学事課

128	学校二学期制の推進	学校二学期制の実施により、家庭・地域との連携、教育課程の工夫・改善、きめ細かな指導など、「ゆとり」の中で特色ある学校づくりを推進します。	市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒	二学期制は児童生徒・保護者に定着している。新学習指導要領への移行は各学校で試行中であるが、スムースに行われている	継続して実施	学事課
129	少人数指導教員配置事業	生活指導や基礎・基本的な学習内容の確実な定着を図るなど、教科の特性に応じたきめ細かな指導を行うための非常勤講師を配置します。	小学校1～3年生で、1学級に36人以上の在籍がある学校	49名の非常勤講師を派遣	継続して実施	教職員課
130	ボランティア教育推進事業	ボランティア教育推進指定校にボランティア教育推進委員会を設置し、生徒の主体性を生かした活動をとおして、ボランティア精神の基礎を養います。	指定した中学校の生徒	学校内外の清掃活動、地域の施設の訪問、敬老会への参加、ペットボトルキャップ回収活動等、生徒の主体性を重視した活動を実施	生徒が立案して実践するボランティア教育を継続して推進	指導課
131	子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業	学校が必要とする人材を必要に応じて派遣し、学校運営を円滑に進め、学習内容の定着、個に応じた指導の充実等「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」づくりを推進します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	学校支援員、学習支援員、学校協力員を派遣されている学校では、授業の充実が図られている	支援を希望する学校へはできるだけ派遣。派遣時間の拡大を目指す	指導課
132	特色ある学校づくりの推進	各学校の自主性・自律性の確立のため、学校の裁量で執行可能な予算を措置することにより、地域の実情に応じた総合的な学習や体験的な学習など、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動の積極的な支援を行います。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	各学校の特色ある学校づくりのため、1校平均300万円の予算を学校に配付。小学校120校、中学校57校、特別支援学校2校	各学校の特色ある学校づくりのため、1校平均300万円を支援	学校財務課
				全小・中・特別支援学校で地域や学校の特色を生かした活動を展開	継続して実施	指導課
133	子ども議会	小・中・高校生を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、会議形式で、市長等との意見交換を行います。	市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒	検討中	継続して実施	指導課

134	小学校英語活動推進事業	英語を母語とする外国人を、教員の補助者として配置し、市内全小学校5・6年生を対象に、英語活動を行う。	市立小学校5・6年生	5・6年児童対象の調査では、9割以上が「英語活動は楽しい、役に立っている」と回答しており、コミュニケーションを図ろうとする態度が育っている	外国人講師の配置を継続するとともに、各学校での研修を奨励し、より充実した活動を実施	指導課
135	外国人児童生徒指導協力員派遣事業	日本語指導の必要な外国人児童･生徒の在籍校に指導協力員を派遣し、個別指導やグループ指導を実施します。	市立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒	11 名の指導協力員により、小中学校98 校の 347 名の児童生徒に指導を実施	児童生徒の実情に合わせ、指導協力員の人数や対応できる言語などに適切に対応	指導課
136	市立千葉高等学校海外・国内科学技術研修事業	理数科の特色を生かした授業の一環として、自然の事物・現象に対する関心を高め、科学的に探求する態度、能力と豊かな国際性を養うことを目的に、1年次は国内（伊豆大島）、2年次は海外（アメリカ合衆国）において科学技術研修を実施します。	理数科生徒	1年生は国内（伊豆大島）で2泊3日、2年生はアメリカ合衆国国立ヨセミテ公園他で6泊8日の日程で実施	1年生は国内（伊豆大島）で2泊3日、2年生はアメリカ合衆国国立ヨセミテ公園他で8泊 10 日の日程で実施	千葉高等学校
137	音楽関係中央大会派遣事業	関東大会、東日本大会、全国大会等の関東大会以上の大会出場に係わる、児童生徒の交通費、宿泊費、楽器運送費、練習会場費、参加費等を補助します。	音楽学習、クラブ活動及び部活動で中央大会に出場する小・中学校の児童生徒	東関東吹奏楽コンクールに小学校 1 校、日本管楽器合奏コンテスト全国大会に小学校 2 校が参加	継続して実施	指導課
138	学校訪問おはなし会	地区図書館では、小学校等を訪問し、在籍の児童を対象にブックトークを行うなど、子どもたちが本に親しむためのきっかけづくりの場を提供します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	対象者　2,700 人	対象者　2,900 人	中央図書館情報資料課
139	特別非常勤講師配置事業	各分野で優れた知識や技術を有する社会人を、小・中学校に派遣し、児童生徒の個性を生かす多様な教育の一層の充実を図ります。	市立小・中学校	9人の特別非常勤講師を週2時間 24 週、9校の小中学校に派遣	継続して実施	指導課
140	外国青年招致事業	中学校、高等学校に外国語指導助手（ALT：日本人英語教師との協同授業を業務とする）を配置する。今後は、ALTの増員を目指し、中学校、高等学校への配置増加を図ります。	市立中・高等学校の生徒	19 名のALTを配置し、生徒のコミュニケーション能力の育成等に成果をあげている	ALT の採用数を増やし、中・高等学校への配置日数の増加を目指す	指導課

141	学校図書館充実推進事業	学校図書館指導員は、図書の整理・環境整備、児童生徒の読書相談対応、読み聞かせ活動等の業務を行います。 また、読書センター機能に加え、学習・情報センター機能を学校図書館に付加するため、児童生徒個々の課題に応じた図書の充実に努めます。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	全小中学校に学校図書館指導員 120 名を配置。 ＊小学校へ 64 名（1校1名週4日勤務が8校、残り 112 校は1名が週2日ずつ2校を勤務）、中学校へ 56 名（1校1名週4日勤務）	学校図書館指導員の資質向上を図るとともに、小・中学校における指導内容や方法の一層の充実を目指す	指導課
142	姉妹友好都市交流事業	海外の同等校と姉妹校、交流校の提携を結んで相手校の児童生徒の作品、手紙の交換等を行います。	海外の同等校と交流する市立小・中学校	手紙等による交流活動を数校で実施	海外の学校との交流は、児童生徒の国際理解を促進する上で有効であるため、継続して実施	指導課
143	外国人児童生徒指導教室運営事業	専任教員を配置し、外国人児童の日本語の習得や、学校生活への適応を図ります。	日本語の習得が十分でない外国人児童が 10 人以上在籍する市立小学校	現在2校の小学校に指導教室が設置されており、学習面や生活適応の面で成果を上げている	日本語指導が必要な児童生徒へ対応するため、指導教室の増設も視野に入れる	指導課
144	小学校新設校建設事業	宅地開発に伴う児童数の増加による学校の過大規模化の解消を図るため、新設校を建設します。	該当地区在住の児童	事業予定なし	継続して実施	学校施設課
145	小学校校舎等改築事業（市立緑町小学校）	老朽化した小学校の建て替えを実施し、平成 25 年 4 月の供用開始を目指します。	該当地区在住の児童	改築実施設計	平成 25 年4月全面供用開始を予定	学校施設課
146	中学校校舎等改築事業（市立松ヶ丘中学校）	老朽化した中学校の建て替えを実施し、平成 25 年 4 月の供用開始を目指します。	該当地区在住の生徒	改築実施設計	平成 25 年4月全面供用開始を予定	学校施設課
147	各種修繕事業	学校施設が安全かつ正常に機能するよう、施設の老朽化した建物や設備を計画的に改修します。プール付属屋の改築工事、各種修繕工事等を行います。	小・中学校の児童生徒	小・中学校の突発的な修繕に対応	危険性のある修繕を優先的に実施	学校施設課

148	小学校施設機能向上事業（中学校施設機能向上事業）	学校間の教室環境格差をなくすため、小・中学校の余裕教室を利用してコンピューター室、視聴覚室、読書多目的室、保健室、通級指導教室、特別支援学級教室、第二理科室、適応指導教室に改修します。	小・中学校の児童生徒	〈改修状況〉コンピューター室（小学校120校、中学校56校）、視聴覚室（小学校107校、中学校18校）、読書多目的室（小学校116校、中学校13校）、保健室（小学校120校、中学校56校）、通級指導教室（小学校９校）、特別支援学級教室（小学校17校、中学校６校）、第二理科室（中学校22校）適応指導教室（小学校４校）	継続して実施	学校施設課
149	小学校屋内運動場耐震改修事業（中学校屋内運動場耐震改修事業）	学校屋内運動場の地震災害からの安全を確保するため耐震性を有していない建物の耐震補強を行います。	小・中学校の児童生徒	小・中学校21校	小・中学校107校	学校施設課
150	小学校特別支援学級運営事業	小学校特別支援学級に在籍する児童が使用する備品等の購入を進め、障害のある児童の学校生活の充実を図ります。	市立小学校特別支援学級に在籍する児童	予算の配当状況に応じて22校に配当	引き続き備品の整備を実施	指導課
151	中学校特別支援学級運営事業	中学校特別支援学級に在籍する生徒が使用する備品等の購入を進め、障害のある生徒の学校生活の充実を図ります。	市立中学校特別支援学級に在籍する生徒	予算の配当状況に応じて15校に配当	引き続き備品の整備を実施	指導課
152	特別支援学校教育振興事業	産業現場等の実習に際し、受入事業所での円滑な実習を図ります。今後は、受入事業所の拡大を目指すとともに、実習内容の一層の充実を図ります。	市立養護学校に在籍する生徒	高等部の生徒が就労に向けての現場実習を全員が1回行った。円滑な受け入れが行われた	継続して実施	指導課
153	要保護・準要保護児童生徒給食費等扶助費	給食費および補助対象となる疾病の治療費を援助し、児童生徒の健康の保持増進を図ります。	経済的困窮世帯の児童生徒の保護者	児童生徒約5,500人の給食費を全額援助	継続して実施	保健体育課
154	要保護・準要保護児童生徒学用品費等扶助事業	学用品費、修学旅行費、その他就学に必要な経費を援助することにより、児童生徒の学校生活を円滑なものとします。	経済的な理由で、小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者へ必要経費の援助	継続して実施	学事課

155	高等学校育英資金事業	生徒1人あたり月額1万円(年額 12 万円)を支給します(入学説明会時に説明、申込み受付、審査、決定、支給)。	市内在住で、市立高等学校に通学する生徒で、経済的理由により、就学が困難であり、学業優秀な生徒	各校とも、それぞれ生徒 22 人に支給	継続して実施	千葉高等学校 稲毛高等学校
156	定時制・通信制教育振興会補助事業	定時制・通信制高等学校の諸会費負担金などについて補助することにより、勤労青年の経済的負担を軽減します。	定時制・通信制高等学校教育振興会	定時制3校、通信制1校に実施	定時制通信制教育の振興を図る	こども企画課
157	特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業	給食費の援助(1／2)を行います。	市立特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者	児童生徒約 400 人の給食費を援助(1／2)	継続して実施	保健体育課
158	特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業	学用品費、修学旅行費、その他就学に必要な経費を援助することにより、児童生徒の学校生活を円滑なものとします。	市立特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者	支給件数 906 人 (H22.3.31 現在)	継続して実施	学事課

(2)教育相談体制の充実など

子どもたちが充実感を持っていきいきと学べるよう、悩みや不安についての相談体制などを充実させます。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
159	適応指導教室管理運営事業	適応指導教室(ライトポート花見川 ほか)での活動を通じて、自宅等で引きこもり状態の解消や不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援します。	市立小・中・特別支援学校の不登校児童生徒	設置個所　4か所	継続して実施	教育センター
160	教育相談指導教室事業	個別相談指導、小集団活動、通常学級との交流を通して、生活習慣の確立や対人関係の改善を図り、原籍校への復帰を支援します。	市立中学校の不登校生徒	心理的・情緒的要因等で原籍校に登校できない生徒が 27 名在籍	生徒の増加傾向が考えられることから、今後も継続して実施するとともに教室数の確保と充実を図る	指導課
161	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校などに対応するため、中学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校区の児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。	市立小・中・高等学校の児童生徒、保護者、教職員	スクールカウンセラーを全中学校 57 校に配置し、スーパーバイザーを3人配置	スクールカウンセラーの小学校及び高等学校配置への拡充	指導課

162	子どもと親の相談員等活用事業	小学校に「子どもと親の相談員」等を配置し、保護者と連携しながら、不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	子どもと親の相談員等を配置している小学校の児童、保護者、教職員	小学校3校に「子どもと親の相談員」等を配置	配置校数の拡充	指導課
163	教育相談長欠対策事業	いじめや不登校の問題について電話相談や家庭訪問等を通し、その解消に向けて学校と連携を図りながら、指導援助に努めます。	長期欠席児童生徒およびその保護者	児童生徒や保護者の悩みの解消や不登校等の改善に向けて効果を上げている	相談活動の充実や学校との連携の強化	指導課
				電話相談 3,000 件 学校訪問相談　50 件	継続して実施	教育センター
164	心の教室(カウンセリングルーム)整備	生徒の悩み・不安の相談やストレスを和らげる環境を提供するため、中学校にカウンセリングルームを整備します。	中学校の生徒	H21 年度末整備状況 中学校　51 校	継続して実施	学校施設課
165	教育相談運営事業	指導主事・嘱託職員による来所相談、電話相談、訪問相談および精神科医による医療相談や不登校児童生徒への適応指導を行うグループ活動、学校を通じてリーフレット等を保護者、教職員に配布する広報活動を行います。	児童生徒、保護者、小・中学校の教職員	来所相談 400 件 医療相談 100 件 グループ活動 50 件	継続して実施	教育センター
166	教育相談事業	障害等のある児童生徒および保護者、教職員に対して、来所相談、電話相談、医療相談、グループ活動等で、ニーズに応じた教育相談を行います。	市内小・中・特別支援学校の児童生徒および保護者、教職員等	来所相談件数　850 件 来所相談面接回数　6,100 回	継続して実施	養護教育センター
167	特別支援教育指導員配置事業 学校訪問相談員派遣事業	小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥／多動性障害)、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒への支援体制を推進するために、特別支援教育指導員の配置、学校訪問相談員の派遣を行います。	市内小・中学校	特別支援教育指導員配置児童生徒 40 人 学校訪問相談員派遣回数 130 回	特別支援教育指導員配置児童生徒 60 人 学校訪問相談員派遣回数 200 回	養護教育センター
167 -2	標語コンクール	各中学校の協力を得て、「マナー」などテーマを設定し実施します。	市立中学校3年生	市立中学校全校で実施	継続して実施	健全育成課
167 -3	わかる授業推進事業	学習習慣や生活習慣に関する調査等を実施し、児童生徒の学習状況を把握します。その上で、学習指導上の改善に役立て、児童生徒の学力の向上やわかる授業の推進を図ります。	小中学生	実施	継続して実施	指導課

167 -4	小・中学校補助教材作成事業	「わたしたちの千葉市」と「すすむ千葉県」、「伸びゆく千葉市」を補助教材として配布し、地域の調べ学習の中で活用します。	小 3・小 4 中 1	実施	継続して実施	指導課
167 -5	理科支援員等配置事業	外部人材を理科支援員として活用することにより、小学校における理科教育の充実、特に観察・実験活動の充実を図ります。	小 5・小 6	理科支援員 39 名を 39 校に配置	平成 24 年度で廃止	指導課
167 -6	特別支援学級等施設の整備充実	特別支援学級や通級指導教室の教室改修や指導用備品の整備を行います。	特別支援学級・通級指導教室	現状を把握して改修校を決定・新設校に備品を整備	継続して実施	養護教育センター
167 -7	環境教育教材の作成	環境について分かりやすく解説した教材をそれぞれの年代層ごとに作成します。	小・中学生	小学生用、中学生用各1万部を作成し、市内の小・中学校に配布	継続して実施	環境調整課
167 -8	環境学習モデル校の指定	学校や地域における環境学習の拠点として、毎年小学校6校、中学校6校を「環境学習指定モデル校」に指定します。	小・中学生	指定校において活動を行い、報告書に取りまとめたほか、H22 年 2 月に発表会を実施	継続して実施	環境調整課
167 -9	教育相談ダイヤル24事業	指導課相談電話をフリーダイヤルにして、利便性を図るとともに、子どもたちがいじめ問題や家庭内の悩み等、気軽に相談できる体制作りに努めます。	小学生・中学生・高校生とその保護者	実施	継続して実施	指導課
167 -10	相談事業	児童生徒・無職少年・保護者・学校からの来所や電話による相談活動を行います。	悩みを抱える児童生徒・無職少年・学校・保護者等	864 件（中央及び東西南北各分室）	継続して活動	青少年サポートセンター
167 -11	校内 LAN 整備	17年度から全小・中学校の普通教室や特別教室等でインターネットを利用した学習が可能な校内 LAN 整備を順次行い、すべての教科・領域において情報活用能力の育成を図ります。	市立小・中・特別支援学校	170 校	174 校	教育センター
167 -12	国際理解教育推進事業	教科・道徳・特別活動及び「総合的な学習の時間」の中に国際理解教育に関する内容を意図的・計画的に位置づけて実施します。	小・中学生	実施	継続して実施	指導課

基本施策１７　多様な体験を通じて豊かな心身をはぐくむ

子どもたちが健康で豊かな心を持つ人間として成長し、たくましさと優しさを併せ持てるよう、自然体験や勤労・社会体験、芸術・文化活動による体験など、子どもの発達段階に応じた多様な体験の機会を提供し、内容の充実を図ります。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
168	千葉市国際文化フェスティバル	姉妹・友好都市の文化・芸能を紹介するため、文化芸能団を招聘し、千葉市国際文化フェスティバルを開催しています。	市民	参加者 902 人（平成 21 年 10 月 18 日開催）	継続して実施	国際交流課 国際交流協会
169	ちば市国際ふれあいフェスティバル	外国人市民と日本人市民の交流の場を創設し、団体相互の連携を図ります。	市民	参加者 2,000 人（平成 22 年 2 月 21 日開催）	継続して実施	国際交流協会
170	多文化理解推進事業	外国人市民と日本人市民が PAP チームとして親子三代夏祭りに参加します。	市民	参加者　56 人	継続して実施	国際交流協会
171	情報収集・提供	日本語の理解が十分ではない外国人市民等に対して翻訳して情報提供を行います。	外国人市民	実施	継続して実施	国際交流協会
172	国民皆保険制度の周知	国民皆保険制度の周知を図るため、高校・大学等で出前講座およびポスター掲示などを行い、制度の啓発を図ります。	高等学校・大学等の学生	未実施	出前講座およびポスター掲示を実施	健康保険課
173	3R教育・学習の推進	ごみ減量・再資源化に関する意識を向上させ、生活習慣として定着させるため、特に、教育効果の高い幼少期に、幼児および小学生向けの3R啓発教育図書を製作し、保育所・幼稚園・小学校に配布することにより、環境教育の推進を図ります。	幼児・小学校低学年	21 年度は、要望のある保育所・幼稚園・小学校などに配布	継続して実施	ごみ減量推進課
174	ごみ分別スクール	3R等について、体験を通じて学習することにより、自ら地域社会の一員として進んで協力しようとする意識を醸成し、将来的なごみ減量効果等を目的に、環境教育の充実により、ごみ減量の意識向上や実践行動の普及を目指します。	小学校4年生	全市立小学校（120 校）で実施	千葉大学附属小学校等を追加し、実施校を拡大	ごみ減量推進課
175	ごみ減量ポスター・標語コンクール	教育の現場を活用した啓発事業として実施しているもので、次代を担う子どもたちに、ごみ減量やリサイクルについて考えてもらうため、ごみ減量に関する「ポスター」「絵日記」「標語」作品を募集し、ごみ減量および資源化の促進を図ります。 入選作品はパネル化し、市内で展示を行います。	小・中学生	作品応募数 2,878 点	引き続き、応募数の増加を図る他、作品の啓発利用を充実	ごみ減量推進課

176	小学生によるごみ出しチェック	ごみ分別スクールを受講した小学４年生を主な対象として参加者を募り、小学校の周辺にある町内自治会の協力のもと、参加者である小学生にごみステーションやごみの分別状況をチェックしてもらうことで、ごみ分別の理解を深めてもらうとともに、チェック内容を自治会にも提示することで市民の「分別収集の徹底」と「ごみ出しマナーの向上」の意識向上を図ります。	小学生	市内 18 地区で実施、216 人の小学生が参加	参加者の増	ごみ減量推進課
177	みどりの少年団育成事業	次世代を担う少年・少女に森林の果たす役割・機能の重要性について理解を図るとともに、花の栽培を通して植物への関心を深めてもらいます。 ①みどりの学習会開催(内浦山県民の森等での緑の体験学習) ②みどりの少年団の花づくり等の活動支援 ③みどりの羽根募金活動に参加など	千葉市みどりの少年団(小学校6校他1団体)	みどりの少年団員数 571 人	団員数の増	農政センター農業振興課
178	農山村留学推進事業	県内や長野県の農山村等に宿泊し、自然体験活動を行うとともに地元の小学生や地域住民との交流を図ります。地域の特色を生かした農林漁業等の体験活動を取り入れるなど、事業内容の一層の充実を目指します。	市内小学校6年生	千葉県内で 7,580 人、長野県で 1,050 人が参加し、農山村留学を実施	体験活動の充実を図り、継続して実施	指導課
179	移動教室	千葉市少年自然の家を利用した自然体験等を通して、児童の自主性や社会性、豊かな心の育成を図ります。	市内小学校5年生	市内 120 校の5年生児童 8,828 人が参加し、少年自然の家のフィールドを生かした活動を体験	継続して実施	指導課
180	長柄げんきキャンプ	他校との合同宿泊学習を通して、基本的な生活習慣を身に付け、社会性を高めます。	市立小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校児童生徒	本年度の計画に従って全 70 校 702 名が参加して実施した。合同実施校同士での交流を深めたり、長柄少年自然の家の施設や自然環境を生かして、様々な活動に取り組んだ。	複数校が合同で実施することを生かして、少年自然の家のスタッフと協力してプログラムの開発を進めたり、担当者同士の情報交換や、子どもたちの交流活動をさらに推進	指導課
181	長柄ジョイントキャンプ	豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を通しながら自主性・社会性をはぐくみ、学校復帰を促します。	適応指導教室等へ通級する児童生徒	実施回数２回	継続して実施	教育センター

182	長柄ハッピーキャンプ	集団生活を通して社会性を向上させ、通常学級での適応力を高めます。	養護教育センターのグループ活動に参加または通級指導教室のADHD等の児童生徒	キャンプ実施日数2泊3日、参加児童生徒数31名	キャンプ実施日数2泊3日、参加児童生徒数40名	養護教育センター
183	科学館管理運営事業	子どもたちの探究心向上と創造力育成のための参加体験型「千葉市科学館」の管理運営を行います。	小学生利用を中心としつつ、一部未就学児、中・高等学校の生徒、大人	目標利用者数である年間30万人を達成	平成24年度からは、新たな指定管理者と目標利用者数を設定	生涯学習振興課
184	ふれあいパスポート事業	市内施設を土曜日に無料(一部有料)で利用できるパスポートを配布します。	市内在住・在学の小・中学生	継続して配布を実施(88,000部)	継続して配布を実施	教育委員会企画課
185	文化ふれあい事業	千葉市青少年ミュージカルを実施します。	児童生徒	平成21年度出演者・スタッフ49人、観覧者741人	※隔年開催のためH25年度の目標出演者・スタッフ数50人、観覧者数1,000人以上	文化振興課
186	芸術文化鑑賞事業	小・中学校音楽鑑賞教室、小・中学生のためのオーケストラコンサートを実施します。	児童生徒	音楽鑑賞教室では、中学校13校4,535人の生徒が鑑賞。オーケストラコンサートでは、約5,000人が鑑賞	義務教育の間に1回は音楽鑑賞教室に参加。オーケストラコンサートの入場者数5,000人以上	指導課
187	南部児童文化センター事業	各種講座の開催、少年団体育成、活動の場の提供等、子どもたちを中心とした利用者のニーズに適合した事業を推進し、充実を図ります。	子どもを中心とした南部児童文化センター利用者	15事業程度の講座の開催を予定	継続して実施	生涯学習振興課
188	少年少女科学クラブ	講師の指導による科学工夫工作の活動を通じ、科学的なものの考え方や豊かな想像力を育成します。「千葉市科学館」の教育普及事業として実施します。	科学工作に興味のある市内在住の小学校4年生から中学校2年生	月3回程度の活動を実施	継続して実施	生涯学習振興課
189	アストロクラブ	講師の指導により、天体望遠鏡の製作と天体観測等を行います。「千葉市科学館」の教育事業として実施します。	天文に興味がある市内在住の小学校5・6年生	月1回程度の活動を実施	継続して実施	生涯学習振興課

190	少年自然の家運営事業	子どもたちによる生活体験、自然体験、共同宿泊体験等の教育的体験活動を行います。	小・中学校、少年団体（子ども会、少年育成団体等）、家族他	年間想定利用者数6万人（利用実績）平成 17 年度 79,248 人 平成 18 年度 73,285 人 平成 19 年度 75,074 人 平成 20 年度 79,180 人 平成 21 年度 79,235 人	老朽化による施設の機能低下を PFI 事業者に適正な管理を実践させることで、抑制するとともに、事業運営の工夫により当初の目標利用者数を維持	健全育成課
191	自然教室推進事業	高原千葉村で3泊4日の体験活動を実施します。	市立中学校2年生	中学校 57 校	継続して実施	保健体育課
192	子ども図書館たんけん隊	普段見ることのできない自動出納書庫等の図書館施設の見学を行います。（夏休み中）	小学校3年生から6年生	参加者　62 人	参加者　80 人	中央図書館情報資料課
193	定例おはなし会	素話・本の読み聞かせ・手遊び等を行います。	3・4歳児、5・6歳児、および小学生	参加者 10,500 人	参加者 11,000 人	中央図書館情報資料課
194	子ども一日図書館員	地区図書館の裁量により、「子ども一日図書館員」として職場体験を行います。	小学生	実施回数　10 回 参加者　98 人	参加者　100 人	中央図書館情報資料課
195	かるた会・子ども読書会他	地区図書館で、ニーズ等に応じ、子ども向けの各種事業を展開します。（「子ども読書会」「子ども映画会」「科学で遊ぼう」など）	乳幼児から小・中学生	参加者数 1,050 人	参加者数 1,100 人	中央図書館情報資料課
196	子ども読書の日記念・夏・冬の親子おはなし会	親子を対象に、絵本の読み聞かせや、パネルシアターなどを行います。	子どもおよびその保護者	参加者数 1,500 人	参加者数 1,600 人	中央図書館情報資料課
197	わらべうたと絵本の会	わらべうたと手遊び、絵本の読み聞かせを行います。	1・2歳児およびその保護者	実施回数　24 回、参加者数 600 人	実施回数　24 回、参加者数 720 人	中央図書館情報資料課
198	外国語おはなし会	外国人等の親子を対象に、原語で絵本の読み聞かせを行います。	外国人市民の子どもとその保護者等	実施回数　1 回、参加者数 21 人	実施回数　1 回、参加者数 30 人	中央図書館情報資料課
199	親子で楽しむ絵本講座	地区図書館においては、わらべうたや手遊びを通して、絵本との出会いの場を提供します。	幼児およびその保護者	参加者数 280 人	参加者数 340 人	中央図書館情報資料課
200	子どもが語るおはなし会	中学生や高校生が、絵本の読み聞かせを行います。	幼児、小学生	実施回数　8 回、参加者数 200 人	参加者数 200 人	中央図書館情報資料課
201	子ども読書まつり	年齢別おはなし会、外国語おはなし会、本に関するクイズやパズル等を総合的に実施します。	乳幼児から高校生およびその保護者	実施館数　8 回、参加者数 4,000 人	参加者数 4,800 人	中央図書館情報資料課

201 -2	生涯学習センター青少年育成事業	子どもたちの「体験」を重視した各種講座を実施します。	小・中学生	実施	継続して実施	生涯学習振興課
201 -3	ゆめチャレンジ	夢をもってチャレンジを続けている青少年の団体の支援をし、その活動体験に触れます。	小・中・高校・青年	実施	継続して実施	南部青少年センター
201 -4	春のわいわいフェスティバル	施設と季節を有効に活用した体験プログラムを実施します。	千葉市民一般及び長柄町民ほか	年1回開催	継続して実施	健全育成課
201 -5	マンスリーウィークエンド	施設を有効に活用した体験教育プログラム提供し家族の再発見やふれあいの場を充実します。	中学生以下の子どもを含む家族	年10回開催	継続して実施	健全育成課
201 -6	ファミリーキャンプ	ログキャビンを使用することで、自然体験的なまた環境教育的な色彩を強めた展開とし、家族間の交流などを通し家族のきずなが深まることを促進します。	中学生以下の子どもを含む家族	年10回開催	継続して実施	健全育成課
201 -7	エコ体験スクール	市民活動団体を活用し、地域の施設や自然環境の特性を活かした参加体験型の環境学習を実施します。	小学生	各区にて1回開催　延べ284人参加	継続して実施	環境調整課
201 -8	自然観察会	市民を対象に市内の身近な自然を楽しむことにより、自然に対する関心を深め、自然環境に配慮した生活や活動を行うなど自然保護意識の醸成を図ります。	一般市民	4回／年 定員50名	継続して実施	環境保全推進課
201 -9	姉妹・友好都市提携記念事業	公式訪問等の派遣・受入を行うことで、本市の姉妹・友好都市（カナダ・ノースバンクーバー市、米国・ヒューストン市、スイス・モントルー市、パラグアイ・アスンシオン市、フィリピン・ケソン市、中国・天津市、呉江市）との友好親善、相互理解を深めます。	姉妹都市関係者	5・10年の節目に実施	5・10年の節目に実施予定	国際交流課
201 -10	青少年交流事業	相互に青少年の派遣・受入を行うことで、本市の姉妹都市（カナダ・ノースバンクーバー市、米国・ヒューストン市、スイス・モントルー市）との友好親善・相互理解を深めます。	姉妹都市青少年	毎年3都市の青少年交流実施	現状維持	国際交流課

基本施策１８　幼児教育の充実を図る

幼児期は、小学校以降の生活及び学習の基盤が培われるなど、人間形成の基礎が養われる重要な時期であることから、幼児一人ひとりの望ましい発達が促されるよう、幼児教育の充実を図っていきます。

◇計画事業

No	事 業 名	事　業　内　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
202	私立幼稚園教材費助成事業補助金	私立幼稚園の教材費の一部を補助することにより、教育条件の維持向上および保護者負担の軽減を図ります。	市内私立幼稚園	補助対象園数　93 園	引き続き幼稚園における教材整備及び保護者負担を軽減	保育支援課
再掲（23）	私立幼稚園就園奨励費補助金（市単、国庫補助）	＊No23 を参照				
再掲（76）	私立幼稚園預かり保育助成事業	＊No76 を参照				
再掲（77）	私立幼稚園の障害児保育助成事業	＊No77 を参照				
203	幼保小関連教育推進事業	近隣の幼稚園・保育所（園）・小学校間の交流を通して、幼児教育から小学校教育の円滑な接続を図ります。	幼稚園、保育所（園）、市立小学校	推進校 12 校、10 保育所、14 幼稚園で幼児・児童の交流活動を実施	市内全小学校で実施	指導課
204	私立幼稚園協会研修事業等補助金	幼稚園教諭の研修事業等に要する経費の一部を助成します。	幼稚園の教諭	補助額　600 万円	幼児教育の振興のため、引き続き教諭の資質向上等を図る	保育支援課
205	幼稚園教諭の研修の充実	幼稚園教諭を対象にした研修会において、指導・助言を行います。	幼稚園の教諭	幼稚園教諭が、幼稚園教育要領等についての研修会に参加	継続して実施	指導課
206	幼児教育支援センター事業	幼児教育から小学校教育への円滑な接続をめざし、幼児教育に関する講座の開催や相談を実施し、保護者等を支援します。	幼稚園、保護者、家庭	公開講座　1 回開催、参加者 200 人、幼児教育相談　22 件	継続して実施	教育センター

基本目標7　子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

― 子どもがのびのびと育つ環境をつくる ―

現状と課題

子どもや子ども連れの親などが安全で安心して出かけられるよう、ベビーカーを使っていたり、小さな子どもと一緒に歩いたりしていても安全な街路の整備や、子どもがのびのびと遊べる公園等の整備は、要望の多い行政施策です。

市民アンケートでも「街なかのバリア解消」、「近隣に子どもの遊べる居場所」などを求める意見が少なくありませんでした。今後は、より一層、ベビーカーや子ども連れでも快適に移動できるバリアフリーのまちづくりを推進することや、子どもを産み育てやすいゆとりのある家を確保するための支援、子どもが安全に過ごせる遊び場の整備など、子育て家庭にやさしい生活環境を整えることが望まれます。

図 32　必要と思われる少子化対策（20 代・30 代調査）

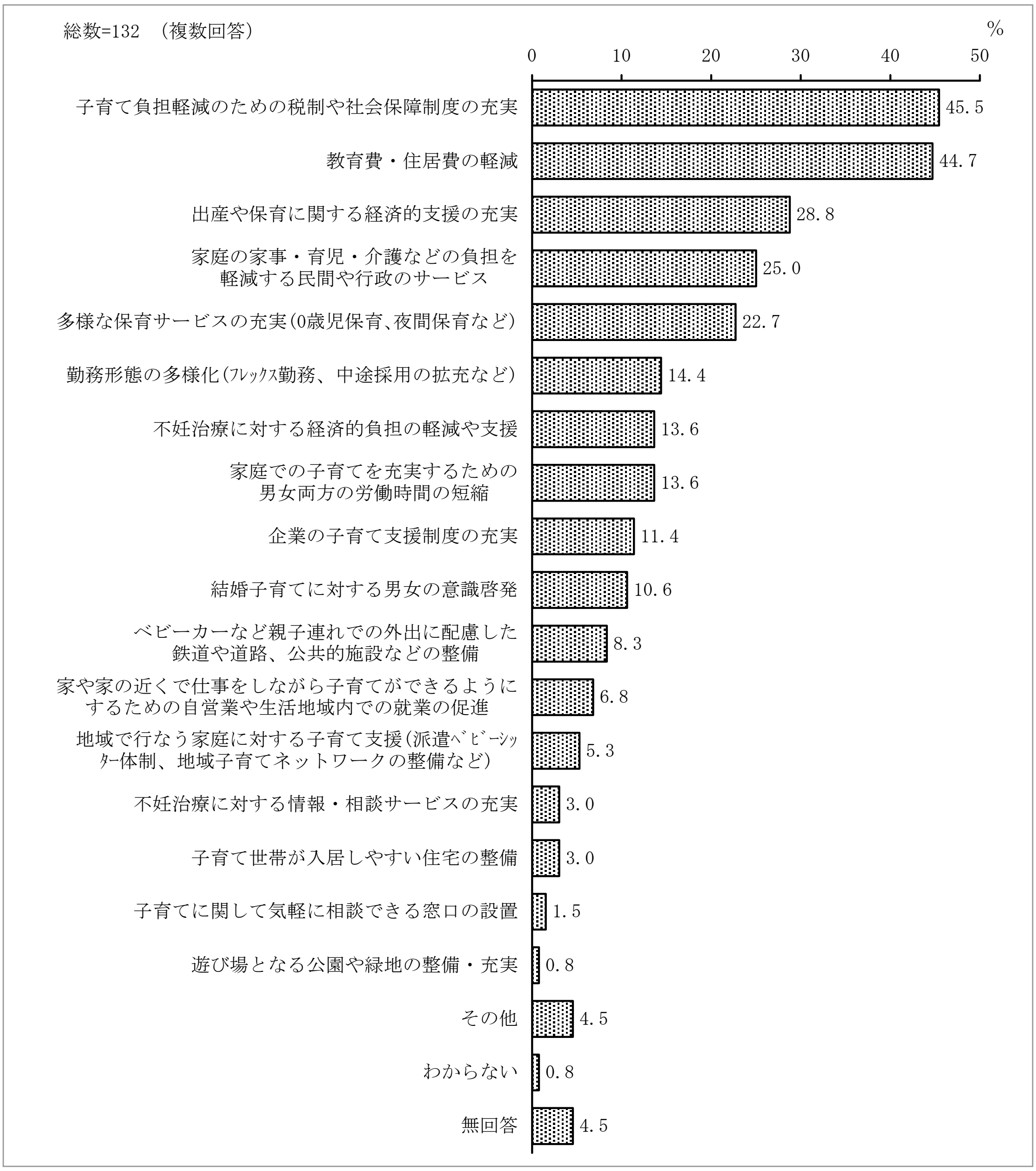

出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」　平成 21 年

基本施策１９　子育て家庭が安心して外出できるようにする

子どもを安心かつ快適に産み育てられ、ゆとりをもって子育てを楽しめるよう、ベビーカーの利用にも配慮した交通バリアフリーや施設のバリアフリー、そして妊婦や子ども連れへの理解を深めるこころのバリアフリーに配慮したまちづくりを進めます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
207	交通安全施設整備	高齢者、障害者、妊産婦をはじめ市民にやさしいまちづくりを進めるため、千葉市交通バリアフリー基本構想で定められた重点整備地区（市内16地区）において、道路特定事業計画に沿って、道路標識・段差解消・道路照明・誘導ブロックなどを整備し平成22年度を目途にバリアフリー化を推進します。	市民	（18～21年度の実績見込） 道路案内標識　20基 段差解消 764箇所 道路照明灯 163基 視覚障害者誘導用ﾌﾞﾛｯｸ 11.7km	継続して実施	維持管理課
208	鉄道・モノレール駅舎のエレベーター等整備	高齢者、障害者、妊産婦等の鉄軌道利用の安全・円滑化を図るため、駅舎内外の昇降装置の整備、整備費補助を行います。	高齢者、障害者、妊産婦等の鉄軌道利用者	段差解消駅 ・JR　17／18駅 ・京成 6／13駅 ・千葉ﾓﾉﾚｰﾙ 14／18駅	段差解消駅 ・JR　18／18駅 ・京成 国の制度改正等に合わせて継続して実施 ・千葉ﾓﾉﾚｰﾙ 18／18駅	交通政策課
209	自転車駐車場事業	自転車駐車場の整備および維持管理を行います。	市民	整備箇所 123ヵ所	継続して実施	自転車対策課
210	放置自転車対策事業	駅周辺の放置自転車を撤去し、安全な歩行空間を確保します。	市民	撤去台数 約30,000台	継続して実施	自転車対策課
211	公共施設における子育てバリアフリー化	本庁・区役所などの公共施設におけるバリアフリー化の状況を把握するとともに、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッド、授乳室、キッズコーナー等の設置を推進します。	市民	本庁、6区役所、4保健福祉センター、中央コミュニティセンター	調査完了、設置の推進	こども企画課

基本施策２０　子どもが自然と触れ合う、身近な遊び場を確保する

子どもの身近な遊び場となる公園を、計画に基づき適正に配置し、利用しやすいよう整備を進めます。また、子どもたちが自然の中で自分の責任で伸び伸びと自由に遊べる場として、子どもたちの森公園プレーパークを運営します。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
212	水環境ふれあい事業（花のあふれるまちづくり事業）	緑区椎名崎地区の農業用水路脇にある水環境施設の広場の一部を利用し、椎名小学校の全校児童による花壇づくりの一環として、花植えを年２回（春、秋）実施しています。 農業用水路などの施設を、地域の人々が花壇などに利用することで、地域の農業に対する理解や関心を高めます。	椎名小学校の全児童	椎名小学校の全児童	「花のあふれるまちづくり事業」と連携し継続して実施	農業環境整備課
213	子どもたちの森公園プレーパーク運営	子どもたちが自然の中で自分の責任でのびのびと自由に遊べる場を運営しています。	市民（特に子どもたち）	子どもたちの森公園プレーパークを運営（週５日）	継続して実施	緑政課
214	公園利用の活性化および子どもたちの健全育成の場づくりのための公園緑地等の活用	公園利用の活性化、子どもたちの健全育成の場づくり促進のため、プレーパークとして、既存の公園緑地等の一部を活用できるよう検討します。	市民（特にこどもたち）	未実施	プレーパークとして公園緑地等を利用することについての組織づくり、ルールづくりと支援	こども企画課 緑政課
215	市民の森保全	土地所有者と契約し、自然と身近に触れ合える憩いの場として開放しています。今後市民緑地制度への移行を検討します。	市民	土地所有者と契約し、自然と身近に触れ合える憩いの場として開放（15 か所）。今後、市民緑地制度への移行を検討	実施	緑政課

216	街区公園整備	子どもたちがのびのびと遊べる場を整備します。 （誘致距離 250m　0.25 ﾍｸﾀｰﾙ）	市民	801 か所 （H22.3.31 現在）	継続して実施	公園建設課
217	近隣公園整備	子どもたちがのびのびと遊べる場を整備します。 （誘致距離 500m　2ﾍｸﾀｰﾙ）	市民	63 か所 （H22.3.31 現在）	継続して実施	公園建設課
218	地区公園整備	子どもたちがのびのびと遊べる場を整備します。 （誘致距離１km　4ﾍｸﾀｰﾙ）	市民	９か所 （H22.3.31 現在）	継続して実施	公園建設課
219	子育て支援のための団地集会所等の活用	周辺地域の子どもの遊び場や育児サークルなどの活動の場として、市営住宅の団地の集会所等を活用できるよう検討します。	子ども	集会所の活用状況については、把握をしていない	地域型集会所の利用状況の調査	住宅整備課
220	公園緑地維持管理事業	誰もが快適に利用できるよう、公園内の清掃・除草等を行うとともに、公園に設置している遊具や、子どもの遊び場となる広場について、市民・こどもが安全に快適に利用できるよう巡回を行うなど、その管理に努めます。	市民	市内 1,066 公園緑地の維持管理の実施	公園管理を充実	公園管理課
220 −2	花壇コンクール	市民、団体、企業、小・中学生を対象とした種から花を育て、花壇をデザインするコンクールを年１回開催します。	小・中学生	市内各所の花壇で実施し、参加団体73団体	継続して実施	緑政課

基本施策２１　子育て家庭が住まいを得やすいように支援する

子育て家庭が広くゆとりのある住宅を得やすくするように支援します。

また、子育てに関する情報を含めた住まいの情報提供、住まいに関する各種相談など、総合的な情報提供を行います。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
221	若年世帯(子育て世帯)の居住支援	①特定優良賃貸住宅の入居収入基準の下限の緩和を行い入居しやすくします。 ②一定の要件を備えた子育て世帯の入居者負担額を5年間据え置きます。	①義務教育修了前の子どもを扶養している世帯または主たる収入を得ている者の年齢が満 45 歳以下の世帯 ②月所得額が 32 万 2,000 円以下で小学校卒業前の子どもがいる子育て世帯	実施	継続して実施	住宅政策課
		特定優良賃貸住宅の一部を市営住宅として借上げ、若年世帯の入居を支援します。	夫婦または夫婦とその子からなる世帯で夫婦ともに 45 歳以下の世帯	市営住宅として借上げ3団地 91 戸は、すべて入居しており、若年世帯の支援につながっている	91 戸	住宅整備課
222	子育てに関する情報を含めた住情報の提供	子育て家庭の住まい選びなどに際して必要な子育てに関する情報を、住まいに関する情報と併せて提供することができるよう「すまいアップコーナー」におけるサービスの拡充とホームページの内容の充実を図ります。	市民	実施	継続して実施	住宅政策課

基本目標8　支援が必要な子どもと家庭への対応

― 自立に向けて支援する ―

現状と課題

家庭環境などにより保護を必要とする子どもへの支援としては、児童相談所を中心に専門的な相談援助、児童福祉施設への入所および里親委託などにより対応していますが、今後も子どもの健やかな成長・発達を目指し、子どもの安全・安心な生活を確保するにとどまらず、施設への入所や里親への委託などを通じて、心の傷を抱えた子どもに必要な心身のケアや治療を行い、その子どもの社会的自立までを支援することが大切です。

また、児童虐待の個々の内容は複雑化・深刻化してきており、その早期発見、早期対応はもとより、未然防止や再発防止に向けた体制の充実、保護、支援、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援が必要です。

障害のある子どもに対しては、個々の障害の状況や程度、家庭環境などに応じ、きめ細かく支援を行うことが重要です。また、障害のある子どもが、他の子どもたちと地域社会の中で日常的に関わり合い、ともに育っていけるよう、交流する機会の提供とノーマライゼーション意識の浸透が求められます。

日本語を母国語としない外国人住民は近年増加しており、日々の生活で、近隣住民とのコミュニケーションが図れなかったり、各種行政サービスの利用に必要な情報が得られなかったりする場合があります。こうしたコミュニケーション上の困難を抱える外国人住民の支援が求められています。

また、母子家庭や父子家庭（以下「ひとり親家庭」）の置かれている生活実態や就業状況を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、収入、住居、子育ての面で、様々な困難に直面することとなります。

母子家庭の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により、就業が中断していたりすることに加え、子育てに追われ就職または再就職には困難が伴うことが多いことから、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い職業につき、経済的に自立できることが重要であり、就業による自立支援策の必要性が従来以上に高まっています。

一方、父子家庭については、すでに家計の担い手として就業をしている場合が多くなっていますが、その一方で、近年の厳しい経済情勢により、家計面での困難がある方が増えているほか、母子家庭に比べ、子どもの養育、家事面で多くの困難を抱えており、経済的支援に加え、子育てや家事支援の必要性が非常に高くなっています。

基本施策２２　社会的養護体制の充実を図る

家庭環境などにより、保護を必要とする子どもに対して、成長と自立を支援するため、子どもの状態に応じた適切な支援を行います。また、施設入所の整備・充実を図ります。

◇計画事業

No	事 業 名	事　業　内　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
223	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者が病気などの社会的理由により、家庭での養育ができない場合に一時的に児童福祉施設等で養育を行います。	18 歳未満の児童	市内4か所の児童養護施設等で実施	継続して実施	健全育成課
224	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	保護者が仕事等で恒常的に帰宅が夜間にいたる場合や休日に不在の場合などに児童養護施設で夕方から夜間、休日に養育を行います。	2歳～18 歳未満の児童	市内3か所の児童養護施設等で実施	継続して実施	健全育成課
225	里親制度の推進	保護者のいない子どもや保護者の事情で育てられない子どもの養育を里親に委託し、要保護児童の福祉の増進を図ります。 また、里親制度の啓発による里親家庭の増加や里親家庭への支援の充実を図ります。	保護を要する児童	平成 21 年度委託里親 25 人、委託児童数 284 人	継続して実施	健全育成課
226	児童自立支援施設	不良行為を行った、またはそのおそれのある児童を施設に入所させ自立のための支援を行います。	不良行為等により生活指導を要する児童	2施設、44 人	継続して実施	健全育成課
227	退所児童自立定着指導	児童養護施設や自立支援施設を退所した児童で、就職したが定着できない概ね1年未満の児童に対し、施設に依頼し、施設職員が児童を訪問し定着のための指導を行います。また、就職したものの、定着できない児童を自立援助ホームに入所させ、自立へ向けて生活指導を行う施設に支援を行います。	児童福祉施設退所児童	平成 21 年度実績なし	継続して実施	健全育成課
228	児童養護施設	保護者がいない、または保護者等の事情により家庭での養育が困難な児童を施設に入所させ、生活、学習などの指導育成を行い、自立への支援を行います。また、家庭的環境の確保など機能の拡充や職員の専門性の向上及びケアの質の向上を図ります。	家庭での養育が困難な乳児を除く児童	18 施設、入所児童数 1,592 人(平成 21 年度各月初日在籍延べ児童数)	継続して実施	健全育成課

229	乳児院	保護者がいない、または保護者等の事情により、家庭での養育が困難な乳児を施設に入所させ養育します。	保護を要する児童	3施設 189 人	継続して実施	健全育成課
230	母子生活支援施設	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援します。	保護を要する母子	10 施設 325 世帯	継続して実施	健全育成課
231	一時保護所運営事業	里親や児童養護施設などへ措置するまでの間一時保護を行います。その間、行動観察、生活指導を実施し、援助方針会議、判定会議を経て児童の援助方針を決定します。	要保護児童	保護人員 139 人、延人員 11,063 人	継続して実施	児童相談所
232	日本語学習支援事業	日本語の理解が十分ではない外国人市民等に日本語指導を行います。	外国人市民	実施	継続して実施	国際交流協会
233	地域連携コーディネーター事業	地域の学校・自治会・ボランティア等と連携を図りながら、日本語の理解が十分ではない外国人児童とその保護者に対して日本語指導などを行えるよう調整します。	外国人児童とその保護者	新規	継続して実施	国際交流課 国際交流協会
234	青少年サポート事業	関係機関・団体等と連携を図りながら、課題を抱えている児童生徒、無職少年及び家庭に対し、個々の実情に即した実務者からなるサポートチームを組織し、立ち直りに向けての支援（基礎学力支援・進学支援等）を行います。	児童生徒、無職少年および家庭	21 件（H21 年度実績）	20 件	青少年サポートセンター

基本施策２３　子どもの虐待とＤＶ被害を防ぐ

子どもの虐待防止については、警察、病院、学校、地域等のネットワーク強化や対応マニュアルの整備を図るとともに、通告先や相談機関の周知など虐待防止に係る啓発を図ります。

DV 被害の防止については、DV 防止基本計画の策定や相談体制の充実･強化を図るほか、DV 被害者の身の安全と生活の維持のため、緊急一時保護を行います。

◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
235	要保護児童対策及び DV 防止地域協議会	児童虐待およびDVの防止に関し、関係機関、関係団体等が共通の認識と理解を持ち、緊密な連絡体制を構築することにより、児童虐待及びDVの発生予防と早期発見･早期対応の一層の推進を図るため、外部委員を含めた協議会を開催します。	児童虐待及び DV 防止連絡協議会委員	設置、代表者会議2回開催	継続して開催	健全育成課
236	児童虐待対策事業	児童虐待を防止し、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取り組みを図ります。なお、「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正に伴い、虐待の定義及び通告範囲の拡大、さらにはマスコミ等による虐待事件の報道がなされることなどから虐待の通告が増加しているため、保健福祉センター等関係機関との連携強化を図ります。	被虐待児童およびその保護者	虐待対応チーム会議 10 回、関係機関への研修会 11 月開催	虐待対応チーム会議は随時、関係機関研修会を開催予定	児童相談所
237	オレンジリボンキャンペーン	増加傾向にある子どもの虐待を防止するため、子どもの虐待に対して市民の意識を高める啓発活動を行います。	市民	リーフレットの作成･配布、街頭キャンペーン、こどものカフォーラム、オレンジライトアップなどを実施	継続して実施	健全育成課
238	育児支援家庭訪問事業	４か月、１歳6か月児、3歳児健康診査等の結果、様々な原因で育児不安の強い家庭･育児ストレス等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、または虐待に至る恐れ等のリスクを抱える家庭に対する育児指導等を行います。今後、事業内容の充実を図ります。	4か月健診等の結果、育児困難が疑われる家庭	保健師による家庭訪問を実施	継続して実施	健康企画課

239	専門職員向け「虐待発見・対応マニュアル」の改正	「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正に伴い、児童虐待の兆候を早期に発見し、関係機関と連携して対応するためのマニュアルを改正し、学校等関係機関に配布します。	保育所の保育士、幼稚園、小学校の教員、保健所・医療機関の従事者など	2,500 部	法改正等に併せて作成し配布	児童相談所
240	MCG(マザー＆チャイルドグループ)	グループミーティングによる親と子の関係づくりを支援します。	育児困難な母親	保健所、各区においてグループミーティングや個別相談を実施	継続して実施	健康企画課
241	育児ストレス相談	１歳6か月児健診等により育児不安等で悩んでいる保護者を対象に心理士・保健師が個別相談を実施します。	1歳6か月児健診および3歳児健診後の保護者	各区で心理士による個別相談を実施	継続して実施	健康企画課
242	母子緊急一時保護事業	DV被害者等緊急一時的に保護を必要とする母子をシェルター等の施設で保護を行います。	DV 被害等にあった母子	10 件(H22.3.31 現在)	継続して実施	健全育成課
243	児童虐待相談体制の整備	市内社会福祉法人で児童家庭支援センターの運営を行い子どもに関する様々な相談への対応を図るとともに、児童相談所との連携を図ります。	被虐待児童およびその保護者等	相談受付件数 350 件 相談応対件数 360 件 児童家庭支援センター３か所 (H21 年度実績)	継続して実施	健全育成課
		児童相談所で、夜間・休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図ります。	被虐待児童およびその保護者等	引き続き夜間相談員1名を配置し、子どもに関する相談体制を強化	継続して相談体制を強化	児童相談所
244	配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者に対する相談業務や、緊急時における安全確保、情報提供その他の援助を行います。	市民	未設置	センター設置、機能の充実を図る	健全育成課

基本施策２４　ひとり親家庭の自立を支援する

（１）就業支援策の推進

ひとり親家庭等が、十分な収入を得て、自立した生活が送ることができるよう、個々のひとり親の状況等に応じた就業相談をはじめ、就業支援講習、地域生活支援等を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」等の拡充により、きめ細やかな就労支援を行うほか、就労に有利な資格の取得を支援します。

また、父子家庭を含めた「ひとり親家庭等地域生活支援事業」の実施に向けた検討を行います。

◇計画事業

①母子家庭等就業自立支援センター事業の拡充

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
245	開設日の増・開設時間の延長	各区ごとに週2日、午前9時から午後3時 30 分まで、相談に応じていますが、開設日の増や時間の延長を図ります。	母子家庭・寡婦	各区週2日 午前9時～午後3時 30 分	拡充	健全育成課
246	就業支援講習会の拡充（講習項目の増・定員の増）	「パソコン講習会」に加え、就業に有利な「医療事務」等講習科目を実施します。	母子家庭・寡婦	1項目	2項目以上	健全育成課
247	地域生活支援事業	地域生活に係る相談指導を継続的に実施するとともに、巡回相談、専門家による特別相談、行政サービス等に関する情報提供を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	未実施	実施	健全育成課
248	就職情報提供・職業紹介・企業啓発	ハローワークと連携し、就職情報の提供を行うほか、企業に対し、ひとり親家庭等の雇用に関する啓発活動を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	継続して実施	健全育成課

②母子自立訓練給付金の実施

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
249	教育訓練給付金事業の推進	指定する教育訓練講座を受講した者に対し、受講料の一部を給付します。	母子家庭・寡婦	実施	継続して実施	健全育成課
250	高等技能訓練促進費事業の推進	看護師等経済的自立に効果的な資格を所得する間の生活費の負担軽減を図ります。	母子家庭・寡婦	実施	継続して実施	健全育成課
251	母子寡婦福祉資金貸付事業（事業開始資金）の推進	母子家庭等が、起業する場合に、事業開始資金の貸付を実施します。	母子家庭・寡婦	実施	継続して実施	健全育成課

③職業紹介事業の実施

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
252	職業紹介事業の実施	千葉市就職相談室で職業紹介を行い、求人情報の提供を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	国・市の共同による職業紹介、求人情報の提供を実施	産業支援課

（２）子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭等が、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、各種子育て支援策を推進するほか、地域の中で安心して生活できるよう、「日常生活支援事業」や「ひとり親家庭生活支援事業」の拡充を図ります。

◇計画事業

①子育て支援策

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
253	保育所・子どもルームへの優先入所の推進	保育所・子どもルームへの優先入所（利用）を推進します。	母子家庭・父子家庭	実施	拡充（箇所数増）	健全育成課・保育運営課
254	ファミリー・サポート・センター利用者の負担軽減	ファミリー・サポート・センターを利用する際の負担軽減策を検討します。	母子家庭・父子家庭	未実施	実施	保育支援課
255	子育て短期支援事業の推進	子どものショートステイ、トワイライトステイを実施するとともに利用料の負担軽減を図ります。	母子家庭・父子家庭	4か所	継続（4か所）	健全育成課

②生活支援策

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
256	日常生活支援事業の拡充	ひとり親家庭等に生活支援員を派遣し、家事援助等実施していますが、育児援助を追加するほか、利用時間等の拡充を図ります。	母子家庭・父子家庭・寡婦	家事支援	家事支援・育児支援	健全育成課
257	ひとり親家庭生活支援事業の拡充	【下記】生活支援事業を効果的に実施します。 （現状）土日・夜間電話相談、生活支援講習会、ひとり親家庭交流事業 （新規）父子家庭専用相談ダイヤル設置、児童訪問援助の実施	母子家庭・父子家庭	3事業	継続して実施	健全育成課
再掲（230）	母子生活支援施設	＊No230 参照				
258	市営住宅入居時の優遇措置の推進	ひとり親家庭が市営住宅に入居する際の優遇措置を推進します。	母子家庭・父子家庭	実施	継続して実施	住宅整備課
259	民間賃貸住宅入居支援制度の推進	義務教育修了前の子どもを持つひとり親世帯に対し、希望に応じた民間住宅に関する情報提供を行うほか、市の住宅施策に関する情報提供や助言を行います。	母子家庭・父子家庭	実施	継続して実施	住宅政策課

（３）養育費確保、相談・情報提供の充実

離婚等により、ひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、半数以上の世帯が受給していません。そのため、養育費の取り決めや支払いについての普及啓発を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭に対する相談体制や情報提供について充実を図ります。

◇計画事業

①養育費の確保

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
260	養育費に関する普及啓発	養育費負担について普及啓発活動を実施します。	母子家庭・父子家庭	実施	拡充	健全育成課
261	法律相談の実施	弁護士による無料法律相談を実施します。	母子家庭・父子家庭	未実施	実施	健全育成課
262	養育費セミナーの開催	養育費に関する講演会や各種教室を開催します。	母子家庭・父子家庭	未実施	実施	健全育成課

②相談・情報提供の充実

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
263	離婚前相談及び父子家庭専門相談の実施	ひとり親家庭になる前に必要な情報を提供していくほか、父子家庭専用の相談を実施します。	母子家庭・父子家庭	未実施	実施	健全育成課
264	情報提供の充実	ひとり親家庭支援ハンドブックの発行。 ひとり親家庭支援HPの開設	母子家庭・父子家庭・寡婦	未実施	実施	健全育成課
265	区役所相談窓口の充実	ひとり親施策に関する全般的な相談や電話相談を充実します。	母子家庭・父子家庭	実施	拡充	健全育成課

（４）経済的支援策の推進

ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、児童扶養手当の支給対象の拡大や母子寡婦福祉資金の貸付、母子等の家庭の医療費の助成制度をはじめとする各種助成制度等の推進を図ります。

◇計画事業

①児童扶養手当

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
266	父子家庭への支給	国の制度改正に伴い、児童扶養手当を父子家庭にも支給します。	父子家庭	未実施	実施	健全育成課
267	児童扶養手当の適正な支給・情報提供	児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に実施するほか、給付業務を推進します。	母子家庭・父子家庭	実施	継続して実施	健全育成課

②母子寡婦福祉資金の貸付

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
268	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・寡婦に対して、母子寡婦福祉資金の貸付に関する情報提供を推進するほか、貸付業務を推進します。	母子家庭・寡婦	実施	継続して実施	健全育成課

③各種助成制度等の推進

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
269	ひとり親家庭医療費助成の推進・現物給付化	ひとり親家庭医療費助成を推進するほか、現物給付化の実現に向け、千葉県等関係団体と協議を実施します。	母子家庭・父子家庭	実施	実施して実施	健全育成課

④シングルマザー（未婚の母）のみなし寡婦控除

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
270	保育所・子どもルーム利用料の負担軽減	保育所・子どもルームの利用料について、シングルマザー(未婚の母)に寡婦控除をみなし適用し、保育料の軽減を図ります。	シングルマザー(未婚の母)	未実施	実施	健全育成課・保育運営課

（５）ひとり親家庭支援団体等の連携強化等

ひとり親家庭への支援については、行政だけではなく、母子寡婦福祉会等当事者団体をはじめ、地域における支援団体の役割が期待され、今後、一層の連携・協働を推進していきます。

◇計画事業

①母子寡婦福祉会等関係団体への支援

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
271	当事者団体の特性を活かした委託業務の推進	「ひとり親家庭生活支援事業」をはじめ、母子家庭の母の雇用促進に寄与することや当事者団体の特性を活かした委託業務を推進します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	拡充	健全育成課
272	母子寡婦福祉会自主事業への協力	母子寡婦福祉会が行う自主事業に関し、会場確保、情報提供等の協力を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	継続	健全育成課
273	ひとり親家庭支援団体の体制強化	母子寡婦福祉会の法人化等体制強化に関し、相談・情報提供等により支援を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	継続	健全育成課

基本施策２５　障害のある子どもを支援する

障害の早期発見、早期療育を行い、障害の軽減とそれぞれの子どもに応じた成長・発達を促します。また、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある子どもが安心して快適に暮らすことができるよう、在宅及び施設での支援の充実を図ります。

また、障害のある子ども、あるいはその家庭に各種の手当を支給することにより、経済的な負担の軽減に努めるとともに、障害のある子どもを持つ家庭同士の交流や親睦を目的とした活動への支援を行います。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
274	障害児等療育支援事業	障害児（者）施設の有する機能を活用し、地域での生活支援及び療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供、援助調整等を行います。	在宅の知的障害児（者）、身体障害児（者）、重症心身障害児（者）及びその家族	訪問療育 290 件、訪問検診　14 件、外来療育 480 件、施設支援　4件	障害者自立支援法の動向を注視し、継続して実施	障害者自立支援課
275	障害者介護給付等事業（障害児の福祉サービス）	障害児（者）の日常生活の支援等のサービスを提供します。	在宅の心身障害児（者）	実施	障害者自立支援法の動向を注視し、継続して実施	障害者自立支援課

276	障害福祉サービス事業(児童デイサービス)	障害児に対する、障害児施設等における、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。	障害児	延べ利用者数 4,206 人	現行法を廃止する動きがあるため、国の動向を注視し継続して実施	障害者自立支援課
277	地域生活支援給付事業(日中一時支援放課後対策型)	主として、放課後において、施設等で継続的に預かり、社会に適応するための訓練及び見守り等の支援を行います。	小・中・特別支援・高等学校等に通学する障害児等	延べ利用者数 2,442 人	現行法を廃止する動きがあるため、国の動向を注視し継続して実施	障害者自立支援課
278	心身障害児総合通園センター運営	障害児の早期発見、早期療育の観点から、心身障害の相談、指導、診断、検査、判定等を行うとともに、障害に応じた療育訓練を行います。	心身障害児	療育センター及び大宮学園で実施	継続して実施	障害企画課
279	心身障害児施設への入所	心身障害児を施設に入通所させ、これを保護するとともに、将来にわたって必要な療育・訓練(一部施設では療養)を行います。	身体障害児、知的障害児、重症心身障害児	延べ利用者数 1,214 人 施設数 23 か所	障害者自立支援法の動向を注視し、継続して実施	障害者自立支援課
280	重症心身障害児(者)通園事業	重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により、日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うとともに、保護者等にも療育技術を習得してもらいます。	在宅の重症心身障害児(者)及び保護者	支給決定者数 17 人 施設数 2 か所	障害者自立支援法の動向を注視し、継続して実施	障害者自立支援課
281	トイライブラリー	心身障害児が、おもちゃを通じて遊ぶことにより、機能回復と能力発達を促進します。	心身障害児	毎月第1・3土曜日に、療育センターすぎのこルームで実施	継続して実施	障害者自立支援課
282	重度障害児(者)日常生活用具給付事業(障害者自立支援日常生活用具給付)	障害児(者)に対し、日常生活用具を給付します。	在宅の身体障害児(者)、知的障害児(者)	支給件数 5,453 件	継続して実施	障害者自立支援課
283	身体障害児補装具給付事業(障害者自立支援補装具給付)	障害児(者)に対し、補装具を給付します。	身体障害児(者)	支給件数 685 件	継続して実施	障害者自立支援課
284	重症心身障害児施設運営	重症心身障害児に、治療と日常生活の指導などのサービスの提供を行います。	重症心身障害児	桜木園で実施	継続して実施	障害企画課
285	障害児福祉手当支給事業	年4回手当を支給します。	重度障害等により常時介護を必要とする児童	平成 21 年度末支給見込み延べ 4,913 人	継続して実施	障害者自立支援課

286	心身障害児童福祉手当支給事業	年3回手当を支給します。	重度心身障害児童の保護者	・精神障害1級を新たに対象者に加える平成 21 年度末支給見込延べ 11,398 人・手当額の変更を行う（単独障害の場合は、月額 8,650 円→7,000 円。ただし、既受給者は月額 7,800 円とする経過措置を1年間設ける）	継続して実施	障害者自立支援課
287	心身障害児医療費助成事業	医療費の自己負担額を助成します。	重度心身障害児	助成件数 16,308 件	継続して実施	障害者自立支援課
再掲（157）	特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業	＊No157 を参照				
再掲（158）	特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業	＊No158 を参照				
再掲（166）	教育相談運営事業	＊No166 を参照				
288	心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスター事業	障害者理解の促進を図るため、作文およびポスターを募集します。	小・中・高校生、一般	内閣府に本市の最優秀作品を推薦。12 月の障害者週間に開催する「千葉市障害者福祉大会」で表彰	継続して実施	障害企画課
289	肢体不自由児激励会事業	肢体障害児と保護者の交流と親睦を図ります。	肢体不自由児およびその保護者	毎年 12 月、千葉市ハーモニープラザで実施	継続して実施	障害者自立支援課
290	知的障害児激励会事業	知的障害児と保護者の交流と親睦を図ります。	知的障害児（特別支援学級及び特別支援学校児童生徒）およびその保護者	毎年6月、千葉ポートアリーナで実施	継続して実施	障害者自立支援課
291	特別児童扶養手当支給事業	特別児童扶養手当の支給（4、8、11 月の年3回、国が支給、全額国費）に係る取扱事務	身体、知的又は精神の障害を持つ在宅の 20 歳未満の障害児の保護者	各種申請書等の受付および相談事業の実施	継続して実施	障害者自立支援課
292	エレベーター設置事業	車椅子を利用している児童・生徒の学校生活向上、児童・生徒や保護者、学校関係者の負担軽減のため校舎にエレベーターを設置します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	設置工事：中学校1校、実施設計：小学校1校・中学校2校	車椅子利用の児童生徒が入学、進学する学校に設置	学校施設課

292 -2	療育センター管理運営	障害児の早期発見、早期療育の観点から、相談、指導、診断、検査、判定等を行うとともに、障害に応じた訓練等を行います。	障害児	実施	継続して実施	障害企画課
292 -3	障害のある子どもの学校生活サポート	学校生活で支援の必要な子どもに対してボランティアを派遣します。	通常の学級に在籍する肢体不自由児や難聴の児童生徒	市民からボランティアを募集して配置	継続して実施	養護教育センター
292 -4	教育情報誌発行事業	「養護教育センターだより」や「特別支援教育リーフレット」を作成し、ネットワーク(Cabinet)に掲載して、特別支援教育の理解推進を図ります。	市立小・中・特別支援学校教職員	各学校にネットワーク(Cabinet)で配信する	継続して実施	養護教育センター
292 -5	発達障害者支援センターの運営	発達障害に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携を図ります。	発達障害がある児童・保護者及びその家族	発達障害者支援センターを運営し、相談等を実施	継続して運営し、相談等を実施	障害者自立支援課
292 -6	障害者相談支援事業	障害者の生活全般についての相談に対して支援します。	障害者及びその保護者、介護者	8か所(7法人)で実施	継続して実施	障害者自立支援課
292 -7	障害者就労支援講座の開催	就職を希望する特別支援学校高等部生徒を対象にパソコンの基本操作とともにビジネスマナーなど就職に必要な技能の習得を図る講座を開催します。	特別支援学校高等部に在籍する知的障害者	実施	継続して実施	障害企画課

基 本 目 標９　子 どもの安 全 の確 保

― 安全に安心して 暮らせるように ―

現状と課題

市民アンケートによると、子どもを取り巻く都市環境や社会環境について、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配である」との回答が５割、「歩道や信号がない通りが多く、事故にあわないか心配」が４割と、子こどもの安全に対する意見が多数を占めています。また、駅周辺の歩道に数多くの自転車やバイクが駐輪され、安全に通行できないなど、交通上の指摘も聞かれます。

登下校時の、あるいは自由な遊びの場における子どもの安全を確保することは、健全育成を進めるための前提となるものです。

また、コンピュータゲームへの依存や、インターネット、携帯電話を通して有害な情報にふれることが、問題行動や犯罪につながる可能性も否定できず、子どもたちを有害な環境から守り、健全な環境をつくっていくことも重要な課題です。

子どもの安全の確保のために、これまでも積極的な取り組みがなされてきましたが、今後は、市民と学校、関係機関などが連携をより一層強化し、地域ぐるみで子どもを事故や犯罪から守り、その健全育成を図っていく必要があります。

図 33　子どもを取り巻く都市環境や社会環境についての考え（小学校児童家庭調査）

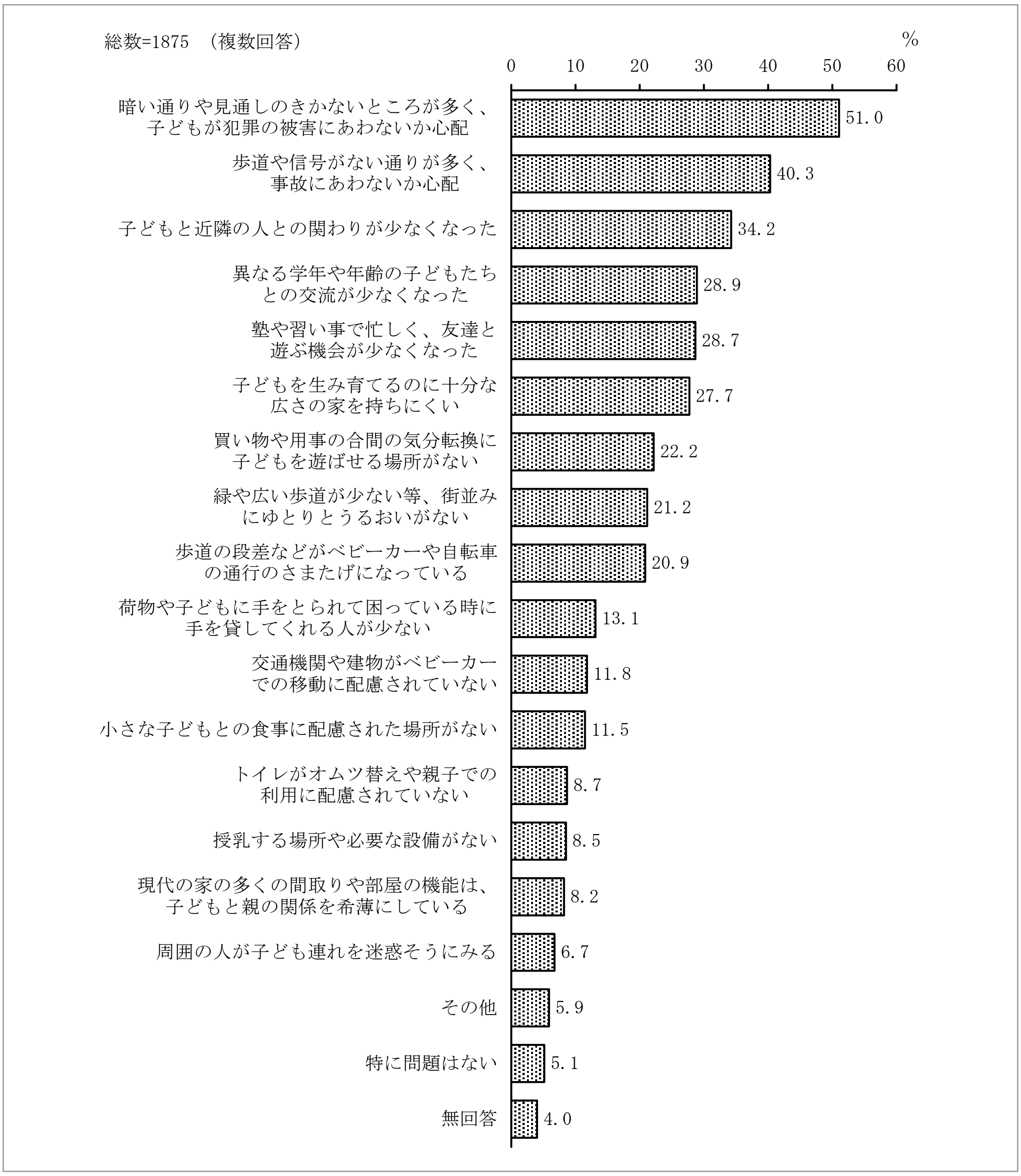

出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

基本施策２６　子どもを事故から守る

子どもが、地域で安全かつ安心して活動できるよう、通学路をはじめとした道路や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上を図るため、学校や地域を通して交通安全教育を推進します。

また、家庭の中で起こりやすい乳幼児の事故を防ぐため、乳幼児の事故予防教育や情報提供、救命講習会の開催などの取り組みの充実を図ります。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
293	交通安全教育事業	子どもの交通安全を図るため、安全交通推進員が小学校・保育所等を訪れ、交通安全教室を開催し、交通ルールとマナーの指導・啓発活動を行います。	市内の団体（小学校、保育所、幼稚園、高齢者等）	平成 22 年度見込み 目標回数 232 回。内幼児は 188 回。 （81.0%）	継続して実施	地域振興課
再掲（207）	交通安全施設整備	＊No207 を参照				
再掲（24）	幼児２人同乗用自転車助成事業	＊No24 を参照				
294	学校セーフティウォッチ事業	児童生徒の登下校時における見守りや学区のパトロール等、安全確保を目的にした各学校ごとの地域住民・保護者等からなる学校安全ボランティア活動の支援や各学校へ防犯用品等の配布を行います。	市立小・中・特別支援・高等学校	18,500 人（H22.3.31 現在）。花園中学校区推進委員会2回開催。防犯訓練の公開、こども 110 番のいえと連携した実践、講演会等を実施	継続して実施	学事課
		学校ごとに地域住民等の「学校安全ボランティア」を育成し、校内パトロール、通学路、横断歩道の見守りなどを行うことを検討します。	市立小・中・特別支援・高等学校	市内小学校（特別支援学校含む）1年生に防犯ブザーを貸与し防犯教室を実施	継続して実施	保健体育課
295	乳幼児の事故予防教育の強化	医師・保健師等による乳幼児におこりやすい事故予防の講演会を実施します。	乳幼児の保護者	各区年1回講演会を実施、4か月健診時にパンフレットを配布	継続して実施	健康企画課
296	救命講習会の推進	応急手当の講習会を実施します。	乳幼児の保護者	459 回開催 受講者数 8,443 人（H21 年度実績）	救命講習会毎年 400 回開催し、10,000 人の受講者を目標とする	救急課

基本施策２７　子どもを犯罪から守る

家庭、学校、関係機関の連携により、地域ぐるみで子どもの安全を確保する取り組みと青少年を健全に育成できる環境づくりに努めます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
297	防犯対策事業（防犯パトロール隊支援事業・防犯カメラ設置事業）	市民による防犯活動を支援するため、パトロールに必要な物品を提供します。 また、繁華街における犯罪や悪質な客引き等の未然防止のため、防犯カメラを設置し、地域と警察と協力して運用します。	市民・町内自治会等の団体	防犯カメラについては、繁華街における犯罪や客引き等の未然防止のため、継続して設置。防犯パトロール隊支援については、市民による防犯活動を支援するため、パトロールに必要な物品を提供	継続して実施	地域振興課
再掲（294）	学校セーフティウォッチ事業	＊No294を参照				
298	防犯対策事業（防犯街灯補助金交付事業）	夜間、歩行者が安全に通行できるよう町内自治会等が設置する防犯街灯について設置費や管理費等の補助を行うなど、街灯の設置を推進します。	市民・町内自治会等の団体	町内自治会等が設置する防犯街灯について、設置費や管理費等の補助を行い、街灯の設置を推進	継続して実施	地域振興課
299	住宅の防犯性向上と防犯に関する意識の啓発を含めた住情報の提供	住宅の防犯性を高めるための設計・設備等の普及を図るとともに、住宅における防犯に関する意識の啓発を行います。	市民、住宅を供給する事業者	実施	継続して実施	住宅政策課
再掲（35）	青少年育成委員会活動事業	＊No35を参照				
再掲（36）	青少年相談員活動事業	＊No36を参照				

300	「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業	毎年9月第3土曜日を「青少年の日」、毎月第3土曜日及び翌日曜日を「家庭・地域の日」、毎年9月第3土曜日から1週間を「青少年の日」つながりウィークと定め、関連する様々な活動を市民総がかりで実践します。 具体的な取り組みとして、庁内の青少年育成施策の関係機関による事業推進会議を開催するほか、「青少年の日」に「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業実行委員会と市が協力して「青少年の日フェスタ」を開催し、青少年の健全育成に市民総がかりで取組む機運を高めていく場とします。	小学生以上の青少年および一般市民	「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業推進会議を年2回開催。 「青少年の日フェスタ」を年1回開催 （H21 年度参加者数：延べ3,801 人）	「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業推進会議を年2回開催する。 「青少年の日フェスタ」を年1回開催する （目標参加者数：延べ約4,000 人）	健全育成課
301	こども 110 番のいえ	登下校時を中心に児童・生徒の安全を確保するため、地域住民の協力をいただき、緊急避難場所として「こども 110 番のいえ」を、青少年育成委員会を通して登録を依頼し、ステッカーを掲示し、地域ぐるみでこどもたちの安全を守ります。	児童生徒	現在、登録の拡大を図り、地域の多くの方の協力を得ながら、児童生徒の安全を確保。 登録 11,040 件（H22.3月末現在）	登録の拡大を図るとともに、児童生徒への啓発活動と登録してくれた家庭及び事業所へのアフターケアの充実を図る	健全育成課
301−2	青色防犯パトロール	青色回転灯装着公用車8台による防犯パトロールを実施し、空き巣やひったくりなどの犯罪を抑止するとともに、通学時における子どもの安全を図ります。	全市民	青色回転灯装着公用車8台での防犯パトロールを実施	継続して実施	地域振興課
301−3	ちばし安全・安心メール	空き巣やひったくりなど市内の犯罪状況や災害・気象情報を携帯電話やパソコンに電子メールで配信します。利用者の犯罪や災害に対する心構えを喚起し、発生時の避難など迅速・的確な対応を可能にします。	情報配信登録者	登録者数 30,427 人（H22.11 末現在）	登録者に継続して配信	地域振興課・総合防災課
301−4	防犯ウォーキング	ジョギングや散歩等を兼ねて、パトロールを実施することで、地域の犯罪の抑止及び防犯の強化を図る。ボランティアには帽子等の物品を貸与します。	区内在住または在勤の18歳以上の個人	防犯ウォーキングボランティア 累計登録者数　8,237 人	継続して実施	各区役所

基本施策２８　子どもを有害環境から守る

ゲームやインターネット・携帯サイトの中で、子どもたちに有害な環境の実態を把握し、家庭・学校と関係機関・団体やボランティア等の地域と連携して、子どもたちが有害情報に巻き込まれない環境づくりに努めます。

また、情報化社会の大量かつ多様な情報の中で、子どもたちが情報と上手に付きあえる能力を身につけられるよう、情報モラル教育の充実を図ります。

◇計画事業

No	事 業 名	事 業 内 容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
302	環境浄化事業	青少年非行の誘因となっている有害環境を調査、点検し、実態を把握するとともに、警察署や青少年育成委員会、民間補導員等と連携して環境浄化に関する活動を実施します。	子ども	実施	継続して実施	青少年サポートセンター
再掲 (35)	青少年育成委員会活動事業	＊No35 を参照				
再掲 (36)	青少年相談員活動事業	＊No36 を参照				
303	教員の情報モラル教育指導力の向上	小・中・特別支援学校での教員の情報モラル教育指導力の向上を図ります。	小・中学生、高校生	指導資料集の作成(H19)、研修の実施・実践事例研究の実施(H21・H22)	継続して実施	教育センター
303 -2	九都県市共同啓発事業	青少年の健全育成について協議し、九都県市が共同して取り組みます。	青少年	課長会議5回 担当者会議8回	継続して実施	健全育成課
303 -3	補導活動事業	街頭・駅周辺、ゲームセンター、学校周辺等を民間補導員が巡回し、怠学、家出、喫煙、不良交遊等の不良行為に対して指導します。	不良行為を起こしている青少年	2,100 人(中央及び東西南北の4分室)	継続して実施	青少年サポートセンター
303 -4	広報・啓発事業	HP・広報誌「フェアウェイ」による広報啓発活動をします。	市内児童生徒・市民	啓発カード配布 45,000 枚 アクセス件数 10,000 件	継続して実施	青少年サポートセンター
303 -5	青少年の健全育成に係る啓発ポスターの配布	青少年の健全育成に係る啓発事業の一環として、九都県市で共同して作成します。	青少年	ポスターを市内 300 か所に配布	継続して実施	健全育成課
303 -6	情報教育推進のための企画運営と調査研究及び情報教育ネットワークに関する業務	教育センターで整備・運用しているネットワーク(Cabinet)サーバーで有害情報へのアクセス記録を収集します。	市立小・中・特別支援学校	170 校	174 校	教育センター

基本目標10　就業支援の推進とグローバル社会への対応

― 可能性を拡げチャレンジする子ども･若者を支援する ―

現状と課題

少子超高齢化社会が到来し、産業・経済の構造的変化や雇用の多様化及び流動化が進む状況の中、進路意識や目的が希薄なまま進学・就職したため長続きしない、定職に就けないなど、若者の就業・就職を巡る環境や意識が変化しています。また、経済・文化活動のグローバル社会の進展やＩＣＴの目覚ましい発達などにより、子ども・若者には地球的規模で物事を捉えることのできる国際感覚が従来以上に求められています。

このような中、多様な職種・職業を知る機会を創り、将来の可能性を拡げるとともに、諸外国の人々との交流を促進し、「職業観と国際感覚をはぐくむことができるまち」を目指します。

基本施策２９　子ども・若者の職業観の育成と就業を支援する

人間関係をうまく築けず、自分で意思決定ができない、自己肯定感が持てず将来に希望が持てないなど、子ども・若者の精神的・社会的な自立の遅れにより、ニートやフリーターが増加しており、働くことへの関心・意欲の向上と、それを学ぼうとする意欲の向上を支援することで、社会人・職業人としての資質・能力を高めるとともに、自立意識を涵養します。

また、厳しい雇用状況に対応するため、相談機能の充実や就職情報の提供等の就業支援に、積極的に取り組んでいきます。

◇計画事業

No	事　業　名	事　　業　　内　　容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
304	進路指導推進事業	進路学習ノート「わたしの夢」を配布し、「生き方」を考える進路指導の充実を図ります。また、進路学習資料「Hello、My Future」を配布し、進路選択の手引きとして活用します。	中学生	実施	継続して実施	指導課
305	キャリア教育推進会議事業	キャリア教育（進路指導）の基本的な方向性や本市の課題等について、推進会議を設置し、協議します。	小･中学生	実施	継続して実施	指導課
306	千葉市インターンシップ事業	本市職場で実習受入を行い、就業機会を与え、学生の就業体験、就業意識の向上、市政に対する理解の促進を図ります。	大学生 高校生等	50～70 名の受入れ	継続して実施	人材育成課
307	児童自立生活援助事業	義務教育終了後、児童養護施設を退所し就職した児童に対し、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立の促進を図ります。	児童養護施設退所児童	4施設において実施	継続して実施	健全育成課
再掲（62）	就職サポート事業	＊No62 を参照				

再掲（152）	特別支援学校特別支援教育振興事業	＊No152 を参照				
再掲（227）	退所児童自立定着指導	＊No227 を参照				
再掲（292-7）	障害者就労支援講座の開催	＊No292-7 を参照				

基本施策３０　子ども・若者の国際感覚をはぐくむ

　グローバル社会の進展により、多様な分野において国際的な視点で活躍できる人材の育成が求められています。また、本市を訪れる外国人を温かくもてなし、多文化共生社会を実現することも求められています。

　そこで、子ども・若者の時期から外国人や多様な外国文化に触れ、豊かな国際感覚を身に付け、世界に貢献できる人材の育成に努めます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
308	外国人市民懇談会	外国人市民の意見・要望を市政に反映するため、外国人市民懇談会の開催及び意見聴取の機会を設定します。	外国人市民	年2回実施	年2～3回実施	国際交流課
再掲（134）	小学校英語活動推進事業	＊No134 を参照				
再掲（136）	市立千葉高等学校海外・国内科学技術研修事業	＊No136 を参照				
再掲（140）	外国青年招致事業	＊No140 を参照				
再掲（142）	姉妹友好都市交流事業	＊No142 を参照				
再掲（167-12）	国際理解教育推進事業	＊No167-12 を参照				
再掲（168）	千葉市国際文化フェスティバル	＊No168 を参照				
再掲（201-8）	姉妹・友好都市提携記念事業	＊No201-8 を参照				
再掲（201-9）	青少年交流事業	＊No201-9 を参照				